

平成 30 年度内外一体の経済成長
戦略構築にかかる国際経済調査事業
(【中国】中国における事業環境に関する調査)

調査報告書

2019 年 2 月
一般財団法人日中経済協会

目 次

I. 調査事業内容と実施から報告までの経緯	4
II. 中国市場ビジネス環境課題と第三国市場での日中協力可能性の調査結果	8
1. 中国市場ビジネス環境の課題	8
(1) 中国市場におけるビジネス環境改善の推移	8
(1-1) 2015～2019年の中国政府の外資導入政策及び関連法規の変化	8
(1-2) 中国の外資導入政策変化等による事業環境改善への日系等企業の評価	11
(1-2-1) 2016年：届出制を評価しつつも清算・譲渡手続きは難題	12
(1-2-2) 2017年：ネガティブリスト縮減、届出制を評価しつつも透明性向上は課題	12
(1-2-3) 2018年：規制撤廃分野拡大を評価しつつも地方間のバラつき等は課題	13
(1-3) 知的財産権保護の徹底・拡充	13
(1-3-1) 中国の知財権保護の法律制度・体系	13
(1-3-2) 知財権保護能力・水準の向上	14
(1-3-3) 第4次特許法改正及び新しい知財裁判制度への期待	14
(1-3-4) 日本企業から見た課題と今後の取組みへの期待	15
(1-4) 政府調達市場における公平性・公開性の改善	16
(1-4-1) WTO 政府調達協定	16
(1-4-2) RCEP、日中韓 FTA 交渉における政府調達章の追加	16
(2) 中国市場での特定・関心分野のビジネス環境上の課題	17
(2-1) スマート製造分野	17
(2-1-1) 「日中スマート製造交流セミナー」の目指すもの	17
(2-1-2) 2018年の「第2回日中スマート製造交流セミナー」の示唆	17
(2-2) 化学分野	22
(2-2-1) 危険化学品管理と環境規制に関するワークショップの目指すもの	22
(2-2-2) 2019年「化学品管理と環境規制ワークショップ」の示唆	23
(2-3) 医療機器分野	27
(2-3-1) 中日医療器械監管交流会の目指すもの	27
(2-3-2) 2018年「中日医療器械監管交流会」の示唆	27
(2-4) 化粧品分野	29
(2-4-1) 日中化粧品工業会交流会の目指すもの	29
(2-4-2) 2019年「中日化粧品工業法規技術交流会」の示唆	30
(2-5) その他、高齢者、サービス産業等分野	31
(2-5-1) 中国における高齢化の推移	31
(2-5-2) 中国の高齢者、サービス産業等分野における政策動向	31
(2-5-3) 日本企業の中国進出事例の新たな展開	33

(2-5-4) 中国の業界関係者からの意見.....	33
(2-5-5) 日本の新興国医薬品市場進出における課題.....	34
(2-5-6) 日本の介護市場の現状と課題.....	34
(2-5-7) アジア各国の介護業界に日本が提供可能な事項.....	34
(2-5-8) 中国のデジタル経済とヘルスケアビジネス.....	35
2. 第三国市場での日中協力の可能性.....	36
(1) 分析レポート例等既存情報からの示唆: 日中企業の比較優位性、相互補完性.....	36
(2) 日中第三国市場協力フォーラム分科会等からの示唆.....	39
(3) その他の既往プロジェクト例.....	41
III. 中国における事業環境改善への提言.....	42
1. 中国中央・地方政府への改善提言の経緯と今後の方向性.....	42
(1) 国務院総理への事業環境改善提言の経緯.....	42
(2) 商務部への事業環境改善提言の経緯.....	43
(3) 地方政府への事業環境改善提言の経緯.....	45
(3-1) 浙江省・杭州市.....	45
(3-2) 遼寧省・瀋陽市.....	46
2. 総括提言.....	47
(1) 中国のスマート製造、化学、医療機器、化粧品等分野の事業環境課題対応に向けて.....	47
(2) 分野横断的な「事業環境改善システム構築」提言.....	48
IV. 関連資料.....	50
1. 2018 年後半の中国ビジネス(投資)環境改善政策・制度動向.....	50
2. 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言(合同訪中団)」要点(1).....	55
3. 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言(合同訪中団)」要点(2).....	56
4. 第 2 回日中スマート製造交流セミナー(概要).....	57
5. 化学品管理と環境規制ワークショップ(概要).....	58
6. 中日医療器械監管交流会(概要).....	59
7. 2019 年中日化粧品法規技術交流会(概要).....	60
8. 中国の国際標準化活動組織例.....	61
9. 日中経済協会「21 世紀日中関係展望委員会(第 15 回)提言書」.....	62
10. 2018 年度(第 44 回)日中経済協会合同訪中代表団「中国ビジネス環境改善への提言」.....	65

I. 調査事業内容と実施から報告までの経緯

本調査事業は、仕様書上では、以下の四つの内容からなる。

(1) 中国市場ビジネス環境調査	
重点	省エネ・環境、化学、化粧品、医薬、医療、高齢者、スマート製造、サービス産業等の分野における日系企業参入・運営障壁を調査分析し、ビジネス環境上の課題を報告
(2) 第三国市場での日中協力可能性調査	
重点	日系企業と中国企業との第三国市場ビジネス展開事例を調査し、日中企業の比較優位性、相互補完性、ビジネス展開の障害を報告
(3) 政府当局への改善要求	
重点	円滑なビジネス環境整備に向けた中国中央・地方政府への提言
(4) 分野別セミナー、交流会、ワークショップの開催	
重点	特に関心の高い分野についての「制度改善、制度構築」説明セミナー、業界交流会、ワークショップ開催、中国の関連制度動向把握、意見交換

またこれらの実施方法においては、主に以下のような要件に留意する必要がある。

(1) 中国市場ビジネス環境調査	
要件	○中国の危険化学品、環境規制等化学品管理、医療機器審査制度、医薬品申請制度、化粧品管理等の分野の具体的課題（業界の期待）等を認識
(1) 中国市場ビジネス環境調査 (2) 第三国市場での日中協力可能性調査	
要件	○オープンソース情報収集・調査分析結果を踏まえつつ、既存活動を活用した関連企業インタビュー（＝ヒアリング）で精度を高める ○北京に加え、瀋陽、上海、重慶、成都、広州、杭州のうち最低4地域（当協会の提案書では北京、上海、瀋陽、成都、杭州）の日系企業、中国企業各25社程度を対象とする
(3) 政府当局への改善要求	
要件	○中国の中央（国家発展改革委員会、商務部、工業信息化部を想定）地方政府（北京、上海以外の省市を3カ所程度選定：浙江省、内蒙古自治区、山東省）、中央企業幹部等にビジネス環境改善を提言 ○提言内容は有識者等や経済産業省と協議し熟度を高める ○旧国家安全生産監督管理総局、生態環境部、旧国家食品薬品監督管理総局等とのネットワークを通じた協力要請を想定 ○現地日系企業と連携したロビー活動を行う
(4) 分野別セミナー、交流会、ワークショップの開催	
要件	○セミナーは1回程度、交流会、ワークショップは15回程度を想定

こうした多岐にわたる要件を踏まえた調査業務を効率的かつ効果的に実施するために、当協会の当初の提案書では、以下の1)～4)のような提案を行っている。今次調査業務の実施から報告作成の全過程においては、これら提案を中心に、以下に追記した【調査実施の詳細説明】に沿い、所定要件を効率的に達成する工夫を加えつつ取り組んだ。

【当初提案（例示）】

1) 当協会の既存の事業活動、仕組みの活用

(例)・「日中経済協会合同訪中代表团」に向けて有識者と共に議論して取り纏める「21世紀日中関係展望委員会」の提言

・「日中経済協会合同訪中代表团」(の商務部及び地方政府との交流)に向けて、アンケート及び一部ヒアリングを通して取り纏める「中国ビジネス環境改善への提言(要望事項)」

2) 日系企業インタビュー(=ヒアリング)の効率化のための「中国日本商会工業部会第三分科会化学グループ」、「同ライフサイエンスグループ(LSG)医療機器連絡会」、「同化粧品連絡会」など、現地日系企業のグループ活動を活用する。

3) 中国企業インタビューについても、当協会や中国日本商会等が組織する活動の機会を活用する。

4) セミナー(提案では、「特に関心の高い分野」として第1回セミナーを当協会が新エネルギー・産業技術総合開発機構[NEDO]と共に、中国電子情報産業発展研究院[CCID]と共催し、経済産業省と工業信息化部長との間で第2回セミナー開催が合意された「スマート製造」を想定)での議論が制度改善・構築の対応へと効果的に結びつくように、(セミナーを活用した)双方の企業の関心課題の絞り込みを行う。

【調査実施の詳細説明】

事業内容	活用対象の既存の仕組み、事業活動	調査業務効率化を所定要件に組み込む詳細説明
(1) (3)	①「21世紀日中関係展望委員会」提言(当協会自己事業、2018年9月完成)	①と②の取り纏めには、当協会によるオープンソース情報収集・整理・分析と有識者の議論、ビジネス環境に関するアンケート・ヒアリングと経済産業省との協議結果が反映され、2018年9月にオープンソース情報ともなっていることを活かし、本調査の提言報告のベースとした
	②「中国ビジネス環境改善への提言」(当協会自己事業、2018年9月完成)	
	③「中国日本商会工業部会第三分科会化学グループ」、「同LSG医療機器連絡会」、「同化粧品連絡会」の活動(当協会北	要件として、具体的課題を認識すべきとされた分野に鑑み、③のグループ活動での議論、意見集約を以て、日系企業(北京、上海、杭州)の意見集約に充当することとした。

	京、上海事務所が特に平成 29 年度 JETRO 補助事業受託から活動参加・推進支援後、連携継続)	
	④「第 2 回日中スマート製造交流セミナー」(2018 年 12 月 17 日、北京にて当協会、NEDO、CCID が主催)	日系企業、中国企業双方の関心の高い「スマート製造」分野につき、双方の代表的企業によるセミナー開催参加自体を以て、日系企業(北京、上海、瀋陽の 31 社)と中国企業(北京、杭州、上海の 33 社)双方の意見集約に充当することとした
(3)	「2018 年度(第 44 回)日中経済協会合同訪中代表団(合同訪中団)」の北京訪問での国務院総理会見、商務部との交流会議、浙江省杭州市訪問でのビジネス環境改善提言(当協会自己事業)	2018 年 9 月 10~12 日、上記①、②(本調査提言報告のベース)が中国政府に提供(①は李克強国務院総理に手交)され、合同訪中代表団団長から提言ポイントが説明された 同時に、中国日本商会「中国経済と日本企業 2018 年白書(中国日本商会白書)」が合同訪中代表団最高顧問から李克強国務院総理に手交され、その提言ポイント(重点は本調査提言報告のベースと整合し、産業・地域別の各論が特徴)が説明された 9 月 13 日、 <u>浙江省朱從玖副省長</u> 会見、省政府との交流会議において、①、②が省政府に提供され、地方訪問団長から提言につき説明された
	当協会の(中国日本商会等の活動とも連携した)中国地方政府訪問或いは中国地方政府来日での交流(当協会自己・協力事業)	10 月 8 日、「中国日本商会・日中経済協会 <u>内蒙古自治区</u> ビジネス交流ミッション」の布小林主席会見で、団長から①と中国日本商会白書の提言につき説明、手交された 12 月 12 日、 <u>山東省政府訪日団・于国安副省長</u> の当協会訪問・理事長会談時に①を提供し提言につき説明。于副省長の所管である化学品分野の事業環境課題等についても説明し意見交換 その他、10 月 30 日、 <u>雲南省・宗国英常務副省長</u> 来日による「2018 中国雲南省—日本経済協力交流懇談会」の席上、①及び「中国日本商会白書」の提言につき説明、手交

(2)	「第1回日中第三国市場協力フォーラム（第三国フォーラム）」の分科会等運営協力（当協会自己・協力事業）	<p>第三国フォーラム開催後（10月30日～11月10日目途にて）、分科会参加・日本側企業（日系企業）へのメール・アンケートを行い、<u>日系企業（北京、上海、杭州の22社）の関心事項（意見）を集約</u></p> <p>第三国フォーラム開催直前に、中国側の分科会等運営事務局担当であった「中国機電輸出入商会」から中国側企業（総数58社。内、<u>北京、上海、杭州、瀋陽、成都企業は26社</u>）の関心事項を受領し公表。本調査では本情報から、中国企業の意見集約を実施</p>
(1) (2)	当協会瀋陽事務所での日系企業及び中国企業との連携・交流活動	(1)、(2)について、2019年2月、瀋陽における日系企業、中国企業の意見集約を補完的に実施
(4)	<p>「第2回日中スマート製造交流セミナー」（2018年12月17日、北京にてNEDO、CCIDとの共催）</p> <p>「中国日本商会工業部会第三分科会化学グループ」の2018年9月以降の交流活動</p> <p>「中国日本商会 LSG 医療機器連絡会」の2018年9月以降の交流活動</p> <p>「中国日本商会 LSG 化粧品連絡会」の2018年9月以降の交流活動</p>	<p>既述の通り</p> <p>i) 2019年1月22日、北京で「化学品管理と環境規制ワークショップ」開催（<u>覚書に基づき当協会が協力</u>）</p> <p>ii) 2018年9月6日、生態環境保護部・固形廃棄物・化学品管理センターとの意見交換。その他、2018年8月中の中国の業界、当局との意見交換 <u>5回</u>の実施経緯情報受領</p> <p>iii) 2018年12月26日、北京で「中日医療器械監管交流会」開催（<u>覚書に基づき当協会が協力</u>）</p> <p>iv) 2018年11～12月の中国の業界、当局との意見交換 <u>3回</u>の実施経緯情報受領</p> <p>v) 2019年2月20日、北京で2019年「中日化粧品工業法規技術交流会」開催（<u>覚書に基づき当協会が協力</u>）</p> <p>vi) その他、2018年10月の中国の当局、業界との勉強会（<u>1回</u>）等に基づく情報受領</p>

Ⅱ. 中国市場ビジネス環境課題と第三国市場での日中協力可能性の調査結果

1. 中国市場ビジネス環境の課題

(1) 中国市場におけるビジネス環境改善の推移

中国市場におけるビジネス環境は徐々に改善されつつある。オープンソース情報に示された中国政府（国務院等）の外資優遇政策及び関連法規の変化と、それらに対する日系等企業の評価から、これをレビューしてみる。

(1-1) 2015～2019年の中国政府の外資導入政策及び関連法規の変化

中国市場におけるビジネス環境の改善に向けた中国政府の外資導入政策及び関連法規の抜本的な変化は、2015年1月の「外国投資法草案」の公表から、それ以前には「日中韓投資協定」に向けて議論されながらも上海自由貿易試験区の限られたエリア以外には踏み込まれなかった画期的な改善方向を示し始めた。

それは、「ネガティブリスト」導入による「投資前の内国民待遇」へ、許認可制から届出制への規制緩和の流れであり、2015年の縮減版ネガティブリストの4自由貿易試験区（拡大された中国（上海）自由貿易試験区、中国（天津）自由貿易試験区、中国（福建）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区）での試行、2016年の国全体の合弁・合作・独資企業の特別の場合（「参入特別管理措置」の範囲。その対象範囲は2017年に「ネガティブリスト」対象として明確化）を除く設立及び変更に関する事後届出制への法律改正、2017年の全国版「ネガティブリスト（63分野）」公表、同2018年版公表（48分野へ縮減）等を経て年々進展してきたというのが大きな流れである。

【中国の外資導入政策変化（規制緩和等）の推移（概要）】

時期	政策、法規等	要点
2013年	中国（上海）自由貿易試験区設置	ネガティブリスト等適用
2014年	同区ネガティブリスト縮減	外資参入禁止・制限項目は190から139へ
2015年	4自由貿易試験区への縮減版ネガティブリスト適用	外資参入禁止・制限項目は139から122へ縮減され、上海、天津、福建、広東自由貿易試験区に適用
2015年 1月19日	商務部「外国投資法草案」発表、2月17日までパブリックコメント徴求	外資参入へのネガティブリストによる内国民待遇適用、国家安全審査制度導入等
2016年 9月3日	国全体での合弁・合作・独資企業の設立・変更の事後届出制への法律改正	ネガティブリスト対象ではない外商投資企業の設立・変更手続きを「審査認可制」から「届出制」へ転換
2017年	国務院「対外開放の拡大と外資の	対外開放の一層の拡大、公平な競争

1月17日	積極的利用に関する若干の措置に関する通知」国発〔2017〕5号	環境の創造、外資導入作業の一層の強化についての20項目
6月28日	「外商産業指導目録」2017年版改訂	制限・禁止項目は63（制限35、禁止28）で2015年版に比べ30減。
8月18日	国務院「外資増加を促進する若干の措置に関する通知」国発〔2017〕39号	外資参入制限緩和、国家級総合開発区の整備、外国人材の入出国利便化等22項目
2018年 6月15日	国務院「外資を積極的に有効利用し、経済の高質な発展を推進する若干の措置」に関する通知」国発〔2018〕19号	「大幅な市場参入緩和と投資の自由化レベル向上（金融、サービス分野等）」、「管理制度改革と投資の利便性向上等23項目
11月6日	国務院弁公庁「企業の関心に焦点を当てたビジネス環境改善政策の更なる推進に関する通知」国弁発〔2018〕104号	「外商投資と貿易の円滑化を推進し、対外開放レベルを向上させる」「ビジネス環境評価報告」等26項目
12月26日	「外商投資法草案」発表	中国人大網にて意見徴求開始（～2019年2月24日）、全人大常務委員会第1回審議
2019年1月		全人大常務委員会第2回審議

（註）2018年後半から2019年の詳細は「関連資料」参照。

一方、2018年の際立った特徴は、従来からの流れを踏襲するなかで、特に「ビジネス環境改善（最適化）」が国務院常務会議の議事として頻繁に提起され、その結果が相当のスピード感で政策や法規に反映されてきたことである。本調査では、2018年後半から2019年2月までの中国政府の中国ビジネス（投資）環境改善政策・制度の動向（主には国務院常務会議での議論・決定事項）を抽出・整理した（「関連資料」参照）。

なかでも、国務院弁公庁による「企業の関心に焦点を当てたビジネス環境改善政策の更なる推進に関する通知」国弁発〔2018〕104号では、国家発展改革委員会がリーダーシップをとり、2019年から全国の省市区や省都所在都市に「ビジネス環境評価報告」の実施を求めており、この活動を適切に活用することができれば、事業環境改善に対するプラスの効果が期待される。

そして、中国の知財権保護を含む経済構造問題に対する米国等からの要求をも背景とした一つの重要な到達点に2018年12月の「外商投資法草案」がある。

「外商投資法草案」は、2018年12月26日から2019年2月24日までの間、中国全国人民代表大会のホームページ「中国人大網（www.npc.gov.cn）」の「法律草案意見徴求」欄（http://www.npc.gov.cn/COBRS_LFYJNEW/user/UserIndex.jsp?ID=13126141）でパブリックコメント徴求が行われた。本欄での説明では、本草案は、商務部、国家発展改革委員会、司

法部が中央財經工作委員会弁公室、外交部、財政部、人民銀行等 72 中央関係機関及び地方人民政府等からの意見を集約して作成し、國務院の同意を得たものであり、要点として以下①～③が挙げられた。

【外商投資法草案の要点】

①投資の促進：

- ・国は、ハイレベルな投資自由化と利便性向上の政策、外商投資促進メカニズムの整備により、安定的で透明かつ予測可能な投資環境をつくる（3条）。
- ・それは主に以下の5分野についてなされる：
 - i) ネガティブリストによる参入前内国民待遇を実行する（4条）。
 - ii) 企業支援のための国策は、外商投資企業に対しても同等に適用する（9条）。法律・法規等の制定にあたっては外商投資企業の意見を聴取する（10条）。
 - iii) 外商投資企業も標準化業務に等しく参与することとし、標準の制定には情報公開と社会の監督を強化する（15条）。政府調達では、外商投資企業の中国国内生産製品を等しく扱う（16条）。
 - iv) 外商投資企業の法による株式・社債等の証券の公開発行やその他の方式による資金調達を可能とする（17条）。
 - v) 地方政府は、法定権限内で外商投資促進政策の制定を可能とする（18条）。各級政府は外商投資サービスの水準をさらに向上させる（19条）。

②投資権益の保護：

- ・外商投資の適法な権益は、以下の4つの面から保護を強化する
 - i) 国は外商投資に対し収用を実行せず、特殊な状況下での公共の利益のために外商投資への収用が必要である場合には、法定プロセスに従い、公平で合理的な補償を与える（20条）。中国国内で発生した外国投資者の出資、利益、司法収益等は、法に基づき人民元または外貨により自由に海外送金することができる（21条）。国は、法により外国投資者及び外商投資企業の知的財産権を保護し、自由意志の原則と商業ルールに則った技術提携を奨励し、技術提携の条件は当事者の協議で確定するものとし、行政手段で技術譲渡を強制してはならない（22条）。
 - ii) 政府等が外商投資に関する規程性文書を制定する際は、法律・法規に基づき、外商投資企業の適法な権益を違法に減損したり義務を増加させてはならず、市場参入・退出条件を違法に設置してはならず、外商投資企業の正常な生産経営活動に違法に干渉したり影響を及ぼしてはならない（23条）。
 - iii) 地方政府・関係機関は、法に基づく政策の承諾内容や契約を厳格に履行しなければならないが、国や公共の利益により政策の承諾や契約の約定を変更する必要がある場合は、法定権限やプロセスを厳格に守り、外国投資者、外商投資企業の損失を補償しなければならない（24条）。
 - iv) 国は、外商投資企業の通報メカニズムを構築し、外商投資企業から報告された問題を速やかに解決する（25条）。外国投資者、外商投資企業は、法に基づく商会、協会の設立・参加により適法な権益を維持・保護できる（26条）。

③投資の管理：

- i) 外国投資者は、外商投資参入ネガティブリスト所定の投資禁止分野には投資してはならず、所定の投資制限分野への投資を行う際には、所定の条件に合致してなければならぬ。また、ネガティブリスト外の分野では、内資・外資系企業一致の原則による管理が実施される（27条）。
- ii) 外商投資プロジェクトの審査確認、届出は、国の関連規定により実施するものとし、外商投資企業の登記及び税務、会計、外貨管理等の事項は、関連の法律、行政法規及び国の関連規定により取り扱う（28～30条）。
- iii) 国は外商投資に関する情報報告制度を確立し、情報報告の内容や範囲は、十分な必要性と厳格制御の原則により確定する。外国投資者、外商投資企業は、企業登記システム及び企業信用情報公示システムを通じて商務所管機関に投資情報を提出するものとし、本情報共有により取得し得る投資情報は、再提出を求めてはならない（31条）。
- iv) 国家の安全の維持・保護のため、国が外商投資安全審査制度を定め、法による安全審査の決定を最終決定とする（33条）。

（訳文は北京市大地律師事務所提供資料等参照）

これら「①投資の促進」と「②投資権益の保護」及び「③投資の管理」（第33条以外）の構成からも、「外商投資法草案」は、前述の政策・制度動向のなかで、外資規制緩和が進展してきた結果、中国のビジネス環境改善（最適化）の集大成としていよいよ法律に反映されようとしている、という方向性が読み取れる。

他方、「③投資の管理」、特に外商投資に対する「安全審査制度」は、中国の軍民融合政策等と相俟って、制度の詳細に対する十分な認識を持つことが中国市場の事業環境判断において重要度を増すものと考えられる。

本「外商投資法」の立法は、既に秒読み段階にあるというのが射手矢好雄弁護士の見立てである。中国では全人代常務委員会が立法活動を行うに当たって3回審議することが原則であり（「立法法」29条）、多くの意見が一致している場合には2回審議或いは1回審議でもよい（「立法法」30条）ものの、外資導入に関する重要な法律であるために3回審議される可能性が高く、制定は2019年4月頃との予測もなされている（「中国ビジネスの規制緩和と外国投資法の立法動向」『日中経協ジャーナル』2018年12月号参照）。

1回目の審議は2018年12月下旬、2回目は2019年1月下旬に行われたことが報じられており、制定時期は間近と言えそうだ。これが実現すれば、これまでの中国の事業環境改善の方向性は法律上で概ね担保される一方、「安全審査制度（従来の外商投資との関係は、外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定や「独占禁止法」において規定されていた）」に対する十分な認識と慎重な対応が求められる。

（1-2）中国の外資導入政策変化等による事業環境改善への日系等企業の評価

このような中国の外資導入政策の変化は、事業環境改善の実態上の効果にどのように結びついているのか、依然として解決されるべき、或いは更なる、新たな課題は何か、日系等企

業の評価から分析してみる。

【2016～18年の「中国ビジネス環境改善への提言」での評価】

当協会は、1975年から毎年、いわば日本の経済界を代表する訪中代表団を派遣してきており、2015年からは、日本経済団体連合会、日本商工会議所との合同訪中代表団となっている。また例年、これに向けて当協会賛助会員企業を中心とする日本企業の「中国ビジネス環境改善への提言（要望事項）」をアンケートにより集約して、合同訪中団と商務部との交流会議における議題の一つとし、提言内容を合同訪中団後に当協会ホームページで公開してきている。

本調査報告では、2016～18年の「中国ビジネス環境改善への提言（要望事項）」を重要なオープンソース情報の一つと捉え、前項で整理した同時期の中国の外資導入政策の変化への評価如何を抽出・分析する。併せて、同時期の重要なオープンソース情報である「中国日本商会白書」での建議や「貿易・投資円滑化ビジネス協議会（事務局：日本機械輸出入組合。わが国の貿易関連の127産業団体から構成）の「2018年速報版 中国における問題点と要望」をも参照した（詳細は関連資料）。

（1-2-1）2016年：届出制を評価しつつも清算・譲渡手続きは難題

2016年段階では、日本企業、日系企業からは「外商投資企業の設立・変更手続きの負担軽減」、「行政手続きの煩雑さの低減」という改善点について、期待を込めた評価が行われつつも、既に導入された「ネガティブリスト」の縮減・簡素化、外資出資比率制限の縮減・撤廃、国有資産買収規制縮減・撤廃等による外資規制緩和、届出制の全国一律執行確保等が改善を要する課題とされた。

また、当時際立ってきた問題として、当初の合併契約期間満了等に向けた会社の清算や出資権譲渡等（EXIT）についての関係当局の審査・手続きが複雑かつ長時間を要するということが挙げられた。スムーズなEXITができれば、資産入れ替えによる新規投資という好循環に繋がるという考え方から、設立から終了までの「EXITワンストップサービスセンター」設立という改善要望も打ち出したが、「撤退」という面のみがセンシティブに捉えられ、前向きに踏み込んだ反応は得られなかった。

更に、一層実務的な課題として、外国人の居留、就労許可、就労証更新・抹消手続きに要する時間は、2013年の法改正により、改正前の2-3倍となり、年齢や学歴による就労規制などもあり、ビジネス阻害要因となっている。

併せて、危険品管理、施工許可、入札評価、輸出入手続き等の行政管理制度の運用における不透明、不公平が課題とされている。

（1-2-2）2017年：ネガティブリスト縮減、届出制を評価しつつも透明性向上は課題

翌2017年は、外資制限・禁止項目（ネガティブリスト）が93から63へ縮減され、ネガティブリスト項目以外の設立・変更は届出制に転換されたことを含め、国务院通知（国発〔2017〕5号）などで規制緩和方針が明確化されたことが改善点として評価された。

また従来から、1980年代より続く「投注差（外債を登記簿上の登録資本金と総投資額の差

額内に制限する)」という外商投資企業の外債管理方式の緩和或いは撤廃が求められてきたところ、「マクロプルーデンス(外債上限額をB/Sの純資産額に基づき算出)」という方式の選択も可能となったことも評価されている。

一方、ネガティブリストの縮減などに伴う外資出資比率や経営範囲の拡大は、制度上は可能となっても、「明文化されていない様々な『見えない規制』が政府部門ごとにあるという課題が依然として残り、透明性の向上と基本原則の徹底の要望が続いている。

特に2017年3月以降、企業の登記抹消に関する「簡易手続き」制度が導入されたにも関わらず、その適用には「納税完了証明書」が必要となる為、実態としては手続時間や煩雑さが変わらず、依然としてEXIT(精算・譲渡等の企業再編)の障壁が高いとの課題が提起された。

更には、2016年末から2017年初にかけて、海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた。その後、これらの制限は再度緩和されたが、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうため、外貨管理政策や金融機関での行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化が必要とされている。

(1-2-3) 2018年：規制撤廃分野拡大を評価しつつも地方間のバラつき等は課題

2018年には、全国版の外資制限・禁止項目(ネガティブリスト)が63から48に、自由貿易試験区のネガティブリスト項目が95から45に削減された。また、2021年までに金融分野、2022年までに乗用車製造分野の出資制限の撤廃が発表され、規制撤廃分野の大幅な拡大が改善点として評価された。

対象エリアについても、当初は上海自由貿易試験区に限定されていた開放策が全国の自由貿易試験区にも適用されるといった改善が評価されている。

このように、ネガティブリスト制の導入や各種規制緩和等により外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、2017年同様、個別産業における外資制限の更なる緩和、各種許認可や諸手続きの地方毎の運用統一、突発的に公布される通達等への対応準備期間の確保、企業再編関連法制の整備と運用の弾力化などが継続的な課題とされている。

また例えば、都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用の計画等、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるような配慮が必要であること、行政区を跨る事業所の移転等に際し、税務署による「発票」の発給遅延や過去に遡った徹底的な税務調査等で手続き遅延が生じているといった課題も解決をみていない。

続いて以下では、中国のビジネス環境に対する米国からの指摘でも重点がおかれている知財権に関わる問題及び政府調達における不平等について、これまでの推移を整理・分析する。

(1-3) 知的財産権保護の徹底・拡充

(1-3-1) 中国の知財権保護の法律制度・体系

2018年4月、習近平主席はボアオ・アジア・フォーラムの基調講演で、中国が法に基づき厳しく知財権を保護するとの立場を世界に向けて発信した。

中国の知的財産権制度は、1970年代にゼロからスタートして以来大きな進展を遂げ、1983年3月に商標法が実施された以降は、既に一連の法体系を構築し、WIPO、工業財産権保護に関するパリ条約、TRIPS協定など、20余の主だった知財関係の国際条約にも加盟するに至っている。

知財政策を国の戦略として位置付け、中央政府は国家知財戦略要綱や13次5カ年計画、国家知財保護運用計画などを制定したほか、直近5年間で専利権利侵害、模倣品事件を19万2,000件、商標に関しては17万3,000件を摘発するなどしている。

2018年には新たに国家知識産権局をつくり、従来別々に管理・執行されていた専利と商標を、引き続き国家版権局が所管する著作権を除いて、一元管理化するなどした。

(1-3-2) 知財権保護能力・水準の向上

他方、中国の発明・特許、実用新案、意匠の三つの専利の出願受理量は、2013~17年の間に、237万件から369万件へと大幅に急増しており、著作権の登録数も、約100万件から約272万件に増加。2017年通年の特許関係の行政法執行の事案の処理は6万6,000件余りに上った他、商標や模倣品などについての処理も増加している。

こうした現状に対応するため、司法面では、北京、上海、広州に三つの知財専門の知的財産権法院をつくり、2017年には南京、蘇州、武漢、成都、杭州など15の市、省都または直轄市に、地域を跨ぐ知的財産権法廷を設け、裁判の基準、尺度、質の規範化を図ることで知財権涉外事件裁判の迅速化を図っている。

また、「三合一」改革で、知財に関する民事、刑事、行政裁判の一体化を進めると同時に、「二法連結」（行政の法律執行と刑事司法の連結）情報共同享受システムを立ち上げて、全国の権利侵害情報の共有を進め、また、2017年には不当競争禁止法を改訂して、営業機密保護の平等化を図るなど国内と海外を同一基準でカバーする「一視同仁」政策を進めている。さらに、知財の技術調査官制度を取り入れ、専門家の司法鑑定と合わせ、裁判の中立性、客観性、科学性の確保に努めているなど独自の改善努力が行われている。

(1-3-3) 第4次特許法改正及び新しい知財裁判制度への期待

2009年に施行された現行の第3次特許法に対しては、従来より以下のような問題が指摘されてきた。

- 1) 損害賠償立証が困難
- 2) 訴訟コストに比して、損害賠償額が低廉
- 3) 特許権者の保護が不十分

これらについて、2011年秋に改正作業が着手され、2012年8月には国家知識産権局から第4次特許法改正案が公表された。

その後、2015年12月に第4次特許法改正案（送審稿）が公表され、現在政府部内で改正作業が進んでいる。改正点は多岐に亘っているが、その中でも、以下の変更が注目されている。

- 1) 証拠収集手段の強化の為に、特許行政部門による調査と証拠確保
- 2) 侵害行為の情状、規模、損害結果等に応じ、最高3倍まで損害賠償額を増額できる

「懲罰的損害賠償（3倍賠償）」の導入

3) 「法定損害賠償金額」上限を現行100万人民元から、500万人民元に増額

これらはいずれも、知財権者の立証難を緩和し、権利侵害への抑止力を高める可能性がある」と期待されている。

(1-3-4) 日本企業から見た課題と今後の取組みへの期待

中国の知的財産制度は国際的に見てもかなり進んできているとの評価がある一方で、実態面では次のような指摘が提起されている。これらの問題点を踏まえて、どこまで実効性のある知財保護が行われるかが問われているといえる。

① 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。

② 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やか且つ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応願いたい。

③ 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断をしていただく等、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM製造）を排除する仕組みの整備を進めていただきたい。

④ 日中特許審査ハイウェイ（PPH）の利用時に求められる、対象出願案件が公開されていること等の申請条件の緩和を要望する。また、専利優先審査管理規則（「弁法」）等、その他の早期権利化制度についても、対象範囲や手続き条件を緩和して外国企業にも使いやすくしていただくよう要望する。

⑤ 知的財産権の行使が独占禁止法違反となる場合について、複数の機関が個別に運用等の規定案を出しており、当局の裁量によって知財権保有者の権利行使が制約される恐れがある。各国の法令の制度及び運用を踏まえて整合的な法令及び統一的なガイドラインを制定いただくよう要望する。

⑥ 実態審査なしで登録される実用新案については、訴訟等権利行使時に国家知識産権局による評価報告書の提出を義務付けるよう要望する。

⑦ 第4次特許法改正案に含まれる「部分意匠の導入」及び「意匠保護期間の延長」の早期施行に期待すると共に、意匠出願に対する審査主義（実体審査）の導入を要望する。さらに、冒認出願対策、秘密意匠の導入、新規性喪失の例外の適用が認められる場合のうち、自己開示によるものの範囲の拡大（特許権及び意匠権保護機会の拡大）等の諸施策に関する改善を要望する。

⑧ 外資企業の対中進出に際して技術の提供を求めたり、ライセンス契約に制限を設けるといった行為がWTOのルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則したビジネス環境を実現するための更なる制度改善を期待したい。

(1-4) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

(1-4-1) WTO 政府調達協定

中国政府の WTO 政府調達協定 (GPA: Government Procurement Agreement) への加盟交渉は、2014 年に第 6 次改訂案を提出する等の取組みに拘らず、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で実現しておらず、現在も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除されるケースが生じている。

2018 年 4 月、習近平国家主席がボアオ・アジア・フォーラムの演説の中で GPA への早急な加盟を目指すことと述べたことから、中国は 2018 年 6 月の WTO 政府調達委員会において、地方自治体と国有企業 (SOE) の適用範囲を拡大するなどした改訂提案を近日中に提出すると表明した。中国の GPA 加盟の早期実現に向けて交渉の進展が期待されている。

一方、中国政府が定めている「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限を撤廃することが引き続き求められている。また、両「リスト」では持続的供給の保証とリスト有効期間内の供給義務が求められるが、技術サイクルが速い IT 製品群は、リスト更新のタイミングが合わないケースが多い。これに対し中国市場展開に取り組む日系企業等からは、リスト更新期間の短縮と、適合製品を企業側が追加出来る仕組みの構築が求められている。

なお、WTO ドーハラウンドが停滞するなか、2014 年 7 月に日中韓を含む有志 14 メンバーで立ち上げた環境保護及び気候変動対策に貢献する物品の関税撤廃を目指す環境物品協定 (EGA: Environmental Goods Agreement) 交渉は、APEC で合意された 54 品目より幅広い品目で関税を撤廃するプルリ合意 (pluri-lateral agreement) を目指しているが、16 年 12 月の閣僚会合を最後に中断している。2017 年 8 月に北京で開催されたシンポジウムなどを通じて、関係国における EGA の有用性に対する理解も進みつつあると思われ、早期の再開・妥結が望まれている。

(1-4-2) RCEP、日中韓 FTA 交渉における政府調達章の追加

RCEP や日中韓 FTA の交渉が進み、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。

政府調達市場の相互開放については、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高いことから、RCEP および日中韓 FTA 交渉に政府調達章を入れ、高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることが期待されている。

2018 年 11 月 14 日の第 2 回 RCEP 首脳会議では、政府調達章を含む 5 章について妥結し、これまでに妥結した項目は全 7 章となった。同時に、残りの交渉を加速して 2019 年中に妥結する決意も示されており、早期の妥結が待たれる。また、RCEP 交渉の進捗を踏まえ、日中韓 FTA 交渉についても更なる進展が期待されている。

(2) 中国市場での特定・関心分野のビジネス環境上の課題

本調査報告でのビジネス環境上の課題についての意見集約対象分野は、「I. 調査事業内容と実施から報告までの経緯」で整理した通り、特に関心の高い分野としてのセミナー開催分野である「スマート製造」と交流会・ワークショップ開催分野の「化学、医療機器、化粧品」とした。

また、それらの具体的プロセスは、セミナーと交流会・ワークショップ開催参加自体及び関連のグループ活動での議論、意見集約を以て充当することとし、併せて、成都と瀋陽でのインタビュー等により、現地情報を補完した。

(2-1) スマート製造分野

(2-1-1) 「日中スマート製造交流セミナー」の目指すもの

スマート製造は、世界的な第四次産業革命の潮流のなかで、日中両国の取組みが同時に進行している分野であり、特に日本では、超スマート社会「Society5. 0」実現を成長戦略と位置付け、官民で取組みを推進しており、サイバー空間と物理空間の高度な融合、ビッグデータの集積、AIによる分析等を通じたソリューションにより、経済発展と社会課題の解決を両立させ、豊かな社会の実現を目指すとされている。

中国でも、デジタルエコノミーと実態経済の融合により、スマート製造と工業インターネットの発展を推進し、工業のデジタル化、ネットワーク化、インテリジェンス化への転換を図りつつある。

こうしたなかで、中国市場での日系企業のスマート製造分野での事業環境の課題は主に以下が挙げられる。

【中国のスマート製造分野での日系企業の事業環境上の主な課題】

- 中国のスマート製造の定義やコンセプトは曖昧であること
- 中国政府のスマート製造の（内外同等の）支援政策が明示的になっていないこと
- 中国の製造現場でのビジネス展開においては、そうした中国政府の支援策のもとでの、中国企業スマート製造の取り組みの特徴を把握し、問題意識を共有する必要があること
- 特に、中国政府と企業がスマート製造においても一体的に取り組んでいるとされる「標準化」推進政策の特徴や問題意識が把握し難いことは、外資企業、日系企業の大きな参入障壁の一つであること等。

「日中スマート製造交流セミナー」は、このような課題に関して、日中両国のスマート製造に関わる企業の取組みとこれらに関する政府のサポート施策を紹介しあい、問題意識を相互に整理・共有するなかで、標準化を含む政策・制度面の課題を抽出し、今後の改善と発展に繋げることを目的に開催された。

(2-1-2) 2018年の「第2回日中スマート製造交流セミナー」の示唆

特に「第2回日中スマート製造交流セミナー」は、「バーチャルとフィジカルの融合」の

具体化を如何に実現していくか、そのプロセスにおける日中協力には如何なる可能性があるかといったテーマを念頭におきつつ、前述の諸課題に関するプレゼンテーションが行われた。

中国のスマート製造関連政策については、王瑞華・工業信息化部装備工業司副司長から、トップデザインたる発展計画のもとでの、米・独・日等バイ・マルチの国際標準協力を含む推進政策が解説されると共に、工業連結の標準化を IEC、ISO で積極的に推進しているファウエイの取組み、マスカスタマイゼーションの国際標準化を IEEE、ISO (TC184/SC5/SG) で推進しているハイアールの取組みが紹介され、また、コネクティッドカーの標準化は、中国国内では工業信息化部が 2017 年 12 月に ICV 標準体系、2018 年 6 月に情報通信関連標準体系を公布すると共に、中国自動車技術研究中心標準化研究所により TC114/SC 34 for ICV の国際標準体系構築の取組みがなされていることが説明され、これらの紹介や説明を通して制度実態への理解が深まったといえよう。

日中間の意見交換を経た、セミナーの成果として、日中双方の企業のスマート製造推進のために、今後更に交流を深めていくべき分野としては、主に以下が集約し得た。

【セミナーの成果として集約し得た今後の交流分野】

- 国際標準化に向けた協調領域の切り出し、国内標準と国際標準の整合
(中国側からの言及例：TC114/SC 34 for ICV、ISO TC184/SC5/SG6)
- インターネットによる中小企業発展のソリューション、企業による工業インターネットプラットフォーム展開、それらに関するインセンティブ
- デジタル人材育成の強化
- 企業にとっての情報セキュリティ保護

**「第 2 回日中スマート製造交流セミナー」における
スマート製造に関する日中両国政府の施策と企業の取組み（概要）**

	取組み紹介テーマ	要素
【パート 1】 政策解説：スマート製造発展の関連サポート施策		
日本(経済産業省)	Connected Industries 実現に向けた日本のスマート製造の取組	○先進事例の具体化、中小企業支援、データ流通、情報管理・認定制度、第四次産業革命に対応可能な人材育成、EV 向け充電規格・日中共同開発
中国(工業信息化部)	スマート製造産業の発展と関連政策の解説	○スマート製造はグローバル成長のエンジン ○中国のスマート製造の成果：①トップデザイン（発展計画策定、標準システム構築）、②協同イノベーション強化（産官学協力推進）、③パイロットプロジェクト実施（オーダーメイド実現）、④国際協力深化（米、独、日等、バイ・マルチ、安全標準協力） ○部品、ソフト等の弱みを克服し応用促進

		○開放強化、国際協力、標準協力推進
【パート2】企業における取組①		
日本企業1	ものづくりの高度化に向けたデジタル化戦略と活用事例	○サイバー（デジタル）＋フィジカル（リアル）によるシステム提供、製造業のデジタル化サポートとして、見える化による設備稼働率向上、稼働感志、技術伝承・作業ミス削減、点検自動化等
日本企業2	次世代製造・流通プラットフォームに向けた取組み：スマートマニュファクチャリング	○顧客ニーズに合わせたソリューションをフロントが柔軟に提供する仕組み、スマートロジスティクス等のバリューチェーン全体に高付加価値サービスを提供するスマートマニュファクチャリングを構築 ○製造業・流通業＋IoTでサプライチェーン全体の物流業務の見える化・効率化が実現可能
中国企業1	中国スマート製造の新モデルと新業態の探索	○中国の経済発展はIoTインフラとはアンバランス。モノとモノ、人を結びつける新モデル技術が必要 ○クラウドでの多くの協同で端末のコスト性・最適性を実現可能。工場内のデータの価値を如何に活かすか。工場内外の協力で現場・管理レベルの上のプラットフォームを構築 ○工業連結の標準化をIEC、ISOで積極的に推進
中国の団体	中国製造業の転換・高度化におけるスマート製造	○中国の課題：産業チェーンは依然外需依存、デジタル人材不足 ○中国は製品輸出のための生産拠点から最終消費市場へと変化、インターネットによる中小企業発展のソリューションが必要 ○日本の製造業の真髄である「技術、品質、現場力」を我々はデジタルエコノミーで再認識し価値化したい ○中国ではアリクラウドやHUAWAIクラウドがインフラ分野から製造分野に参入し、総合的に製造業での問題の解決を図ろうとしている（一方日本は製造業者がICTによりデジタル化問題を解決している。）
【意見】		
日本企業3：日中の協力領域はエッジコンピューティングと考える。双方が更にPRし、AIとの連携についての方向性、課題を共有する必要がある。国と国が繋がることで新しいことが起こる可能性があり、実験によって課題を克服すべきである。		
【パート3】企業における取組②		
日本企業4	智創共生：以価値創造助力中国製造	○スマート製造実現条件：顧客の現状把握の上に将来像を描き現状改善をベースに業務プロセス水準の向上と現実的効果を創出

		○最新情報の効果的活用でオペレーションのジャストインタイム化を図る
日本企業5	スマートファクトリー実現への取り組み	○生産現場でのコンポーネントを繋ぎプロセスを統合することで高度なものづくりの自動化実現、エッジコンピューティングで顧客データ統合、生産状態の「見える化」で全体最適実現、ビッグデータをAIで解析しフィードバックすることで生産が更に深化
中国企業2	最新のスマート製造実践	○工場内改造、企業上流の改造、サプライチェーンの協同の3段階でスマート製造・協同製造を支援するクラウド構築 ○企業間情報の疎通、資源共有、能力協同などでスマート化を実現し、エコシステム構築へ
中国企業3	中国モデルを世界の舞台へ：インターネットプラットフォームのイノベーションと実践	○企業、社会、資源、工業エコシステム等での即時受け渡しを実現 ○顧客の体験を元にカスタマイズした規模的製造のエコシステム構築 ○オーダーメイド製品の在庫率低下、受け渡し時間の短縮を実現 ○国際標準分野での貢献例：IEEEのP2672 (Guide for General Requirements of Mass Customization)、ISO TC184/SC5/SG6 (Mass customization Working group)でマスカスタマイゼーション国際標準化を主導
<p>【意見】</p> <p>中国企業4：中日協力のメカニズムを常態化して定期的に議論することを提案したい（その際、工業信息化部直属の上場企業である「賽迪」のプラットフォーム具体化が役割を果たす）。日本企業が中国企業にスマートソリューションを提供する際、独自で行うのか、中国企業と何らかの協力しているのかを知りたい。</p> <p>日本企業4：中国の製造企業と協力して進める際には、単独で行うこともあるが、スマート化、AI、IT等の技術面での制約により、基本的には中国IT企業と一緒に進んでいる。また、ITEI（機械工業儀器儀表総合技術経済研究所）と技術的な協力方法を検討し、評価方法、システムインテグレーター、アライアンス展開、AIによるディープラーニングや最適化のアルゴリズムを作成中。エッジクロス技術はその一つ。</p>		
<p>【パート4】産官学プラットフォームの構築</p>		
日本の団体	日本のスマート製造に関する産官学プラットフォーム	○ロボット革命イニシアティブ協議会（RRI）は日本のスマート製造に係る産官学プラットフォーム、活動の柱はIoTとロボット ○ワーキンググループで人材育成等による社会課題を解決

		○国際連携、国際標準化を含め将来像を描いて変革に備える
中国企業 4	2019年の中国のスマート製造発展における10大傾向分析	○工業信息化部直属企業として政府・行政管理部門への政策提言、企業のデジタル化・ネットワーク化によるモデルチェンジに対するコンサルティング業務を行っている。 ○2019年の中国のスマート製造のトレンドは以下（10項目から課題的な要素を抜粋）： ・経済の短期的な不確定要素が中国スマート製造の持続的発展の阻害要因になっている。 ・AIについて、自動運転やスマートシティの分野で多く議論されるが、工業連結（コネクティッド・インダストリー）での議論は少ない。 ・企業による工業インターネットプラットフォームと、国が推奨するIoTプラットフォームの着地点、結合点が見通しにくいなか、まずは具体化し得る企業の良性ビジネスモデルの率先により、政府依存を脱却することになるのではないか。
【パート5】スマート製造分野の国際標準化		
日本の専門家	スマート製造における国際標準化の動向と日本の活動	○スマート製造の実現に重要な標準化において、標準策定には、協調領域と競争領域の見極めが重要、技術のライフサイクル、技術ロードマップ等長期的でグローバルな視点が必須 ○今後必要な日本の取組み：トップダウンによる大局的な標準化目標設定、長期視点での協調領域の切り出し、国際標準と国内標準の整合、徹底したデジタル化
中国の専門家	スマート・コネクティッドカーの標準体系構築情勢	○スマート製造の開放分野の一つであるICV（Intelligent Connected Vehicle）は工業化と情報化の融合の産物。 ○中国のICV標準体系の原則は、①スマート化を主体としてネットワーク化との両輪で考える、②基礎・応用規範・機能及び製品の相関性を考える、③標準を性質やレベルによって構成分けする、④他の関連標準体系と互換性を持たせる、⑤ニーズと実施可能性に基づいて進める ○工信部は2017年12月にICV標準体系制定、2018年6月に情報通信関連標準体系を公布。 ○無人運転とその前段階のヒューマンインターフェイ

		スを重視、2020年までに30項目の運転補助及び低レベルのICV標準策定、2025年までに100項目の高レベルのICV標準体系を制定する
--	--	--

【意見】

中国企業5：わが社は家電メーカーで、プライベートクラウドに対するサービスは提供するが、対外的にアクセスさせたくない

中国企業6：スマート製造は自社事業での活用であり、対外的なサービスは提供していない

中国企業7：家電7ブランド、工業インターネット、キャンピングカー、花火、農業等の企業に、業界や分野を越えた横展開を進めたいが、その際、セキュリティとクラウドに乗せるためのインセンティブが課題

日本企業6：制御機器を中心に、社内活用するほか、他社にも提供している。生産性向上やモノづくり改革実践のなかで出てきた課題は、如何に柔軟に対応できるかである。

(2-2) 化学分野

(2-2-1) 危険化学品管理と環境規制に関するワークショップの目指すもの

中国の化学産業は、世界最大規模の出荷額や設備投資を誇り、自動車、機械産業等と並び、日本企業の一大海外展開先として期待が寄せられ続けている分野である。

一方、危険物としての取扱いやそれらに起因する環境汚染対策は、従来から世界各国の重要な課題とされてきたなか、中国では、2015年8月の天津濱海新区の薬品倉庫爆発事故を重大な契機として、抜本的な管理と規制強化が求められてきた。

こうした事業環境の中国で事業展開を行う日本の化学企業グループ（中国日本商会工業部会第3分科会〔所属企業173社〕化学グループ）は、2013年度より、危険化学品管理と環境規制に関するワークショップなどの活動により、中国の当局及び関係団体などと交流し、管理・規制の目的に合致し事業環境としても良好なあり方に向けて、日本を含む国際的な経験や制度に鑑み、事業環境改善の働きかけを根気強く続けてきている。

このような経緯のなかで、2018年の中国での化学分野の事業環境の課題は、主に以下が挙げられていた。

【2018年の中国の化学分野での日系企業の事業環境上の主な課題】

《環境保全の課題》

- ①排出規制においては、全国一律の取り締まりがなされているが、規制基準を達成している企業への取り締まり（生産停止命令等）は停止されるべき
- ②危険廃棄物処理においては、リスク回避のために無害化処理が強調され減量化・資源化が重視されていないところ、リサイクルが奨励されるべき
- ③危険廃棄物処理能力不足で迅速な処理ができず処理費用も高騰しているところ、中央の一元的把握のもとで、地方の危険廃棄物処理能力が充実されるべき

④VOC削減には、厳格な要求のみならず、自主的削減努力の奨励も行うべき

《化学品管理の課題》

①危険化学品登記制度の登記手続きの負担が過重：

- a) 危険化学品であっても少量生産・輸入の鑑定・登記手続きを簡素化するなど負担を軽減すべき
- b) 科学研究用途の場合は、数量制限なく鑑定・登記を免除すべき
- c) 鑑定免除リストを見直し、国際的に物理危険性が低いと認識されているポリマーは登録すべき
- d) 輸入企業は多種多様な危険化学品を迅速に申請する必要があるところ、企業の自社データや合理的類推結果の活用等、輸入企業の登記申請の運用が円滑化されるべき

②新規化学物質環境管理登記：1 t未満の簡易基本申告には過剰なデータ提出が要求される（他国は申告免除または試験データ無しの申告）、生態毒性データ提出は免除されるべき

③優先管理物質リスト：リストの科学的根拠、位置付け、運用が明確になされておらず、企業が何を優先的に管理すべきかが不明

《化学品の物流関係の課題》

●危険有害性を有する化学品の物流は、危険化学品と危険貨物という複数の所管部門の法規制が並存しており、相互に矛盾し、非効率な管理を余儀なくされている、等。

(2-2-2) 2019年「化学品管理と環境規制ワークショップ」の示唆

こうした課題を巡って、中国政府及び関係団体等との交流により、中国の制度改善等の状況を確認しつつ、日本を含む国際的な経験や制度に鑑み、事業環境改善の働きかけを行うべく、2019年1月22日に北京で「化学品管理と環境規制ワークショップ（WS）」が開催された。その成果は主に以下である。

【ワークショップの成果】

○化学品管理の課題改善：

危険化学品登記制度について、応急管理部から、制度改善等、運用の最新状況（具体例：重大危険源のオンラインモニタリングシステムの一部地域での試験的導入、事故発生時の類似製品生産企業への情報提供、危険化学品取扱い企業のマップ化、目録外優先登録危険化学品についての検討内容等）が前年度に増して詳細にわたり解説され、事業の予見可能性を向上させることができた。

【ワークショップの成果（続）】

○化学品の物流関係の課題改善：

複数の所管部門間（危険化学品と危険貨物）の規制について、初めて、交通運輸部（道路科学研究院高級エンジニア）から「危険貨物道路運輸規則」の内容と課題についての説明を受けることができ、制度矛盾や考え方の整理に資する情報が得られた。得られた情報を基に、継続的に両部門に同時に矛盾の解消等の働きかけを行うための見通しを持つことができた。

○環境規制の課題改善：

従来に続き、生態環境部、同部・固体廃棄物・化学品管理センター（NRCC）及び中国石油化学工業連合会の環境分野の専門家から最新動向の解説を受けた。今回は特に、新化学物質環境管理弁法（規則）の改訂方針が説明され、1t未満簡易申告や生態毒性データ免除等の可能性を有する7号令改正の言及もなされたことから、働きかけの一定の成果が現われたものと考えられる。

加えて、本WSでは、上記に関連する詳細にわたる質疑応答が行われると同時に、WS直後に参加企業へのアンケートを通じた意見集約が行われた。それらを通して得られた、日系等化学関連企業にとっての注目事項や課題を抽出する。

【日系等化学関連企業にとっての注目事項・課題の補足】

- 中国で新たに公表された化学品に関する安全・環境規制の法律・法規、安全・環境保全政策の成り行き、及びそれらの化学産業への影響（如何にリスクを回避するか、注意点は何か、処罰の事例、国際比較等）を継続的に注目
- 商社・流通企業の危険化学品及び危険貨物を扱う実務に関しても制度ガイダンスが必要
- 商務部の化学物質に関する輸入許可証管理に注目
- 天津港及び大部分の港での危険化学品輸入受入を再開してほしい

2019年「化学品管理と環境規制ワークショップ（WS）」を中心とする当局への働きかけで得られた事業環境改善状況と残された課題（概要）

◆化学品管理について

2018年中国日本商会白書建議		当局への働きかけに対する回答（○改善の方向、●課題）
1) 危険化学品登記制度	①少量の生産・輸入危険化学品の登記負担軽減	○53、60号令改正時に検討すべき問題と認識する（●改正計画未定）/NRCC。 ○危険化学品安全法の制定検討中。法規制改定時に配慮する/応急管理部
	②科学研究用途の鑑定・登記免除	○NRCCは検討中。応急管理部も合理化を検討中 ●用途を議論するのは複雑になる/NRCC
	③鑑定免除リストの見直し（ポリマー）	○モノマー含有量やポリマー重合度で免除対象を規定する考えはある/NRCC ○意見に賛同する/応急管理部 ●リストの修正進展はなし/NRCC

④輸入企業の登記申請の運用の円滑化	○かねてより検討中
<p>○【WSの成果】危険化学品登記制度の運用について詳細説明がなされた。具体例としては、重大危険源のオンラインモニタリングシステムの一部地域での試験的導入、事故発生時の類似製品生産企業への情報提供、危険化学品取扱い企業のマップ化、目録外優先登記危険化学品についての検討内容の紹介等が挙げられる。</p> <p>●【2019年中国日本商会白書建議の方針】</p> <p>1) ①危険化学品安全法の制定検討、53、60号令改定時に検討するとの意向があることを受け、2018年建議内容を継続提起</p> <p>②研究用途との判定は難しいとの回答もあるが、科学研究用途の免除要望を継続提起</p> <p>③ポリマー免除の妥当性が理解されており、ポリマーの鑑定免除要望を継続提起</p> <p>④物資情報の秘密保持に対する一層の配慮、NRCCのHP上での組成等の危険化学品登記データに関する企業秘密情報の非開示を新たに要望</p> <p>⑤輸入企業の登記申請の迅速化要望を継続提起</p> <p>2) 危険化学品法規制に関して：</p> <p>①危険化学品法規制の制度上の齟齬の解消：不整合部分（例：安全訓練管理規定と許可証管理弁法の届出期日の不整合）の解消を提起</p> <p>②易制毒化学物質（麻薬原料）の輸出入と国内流通の届出手続きの不統一：管理条例と管理規定の不整合の解消を提起</p> <p>3) 危険化学品の取扱い・貯蔵：</p> <p>①貯蔵段階で厳格な管理が必要な化学物質の範囲の明確化：危険貨物に該当しない（物理危険性が無い）危険化学品の貯蔵時の規制緩和を提起</p> <p>②危険各品安全法の早期制定と策定時の業界の参画を提起</p> <p>③少量の危険化学品の取扱い・貯蔵における緩和措置の導入：少量の定義がないため、「指定数量」（参照例：日本の消防法での危険物の取扱い）の考え方の導入を提起</p>	
2) 新規化学物質環境管理登記1t未満簡易申告・生態毒性データ免除	<p>○7号令改定時に採用される可能性あり/生態環境部・固体廃棄物・化学品管理センター（SCC）</p> <p>○7号令改定とガイドラインで対応/生態環境部</p> <p>【WSの成果】○新化学物質環境管理弁法の修訂方針が説明され、7号令の改正にも言及された。</p>
<p>●【2019年中国日本商会白書建議の方針】</p> <p>4) 新規化学物質環境管理登記制度関連：</p> <p>①簡易基本申告における提出データの緩和を継続提起（7号令の改訂時期が依然不明）、②社名変更・登記証抹消申請の審査期限とプロセスにつき明確な規定が無く審査が長期化していることにつき改善・明確化を新たに要望</p>	
3) 優先管理物質リスト何をすべきかの明確化	<p>○水10条公布にあたり22物質を定めた。リスト物質の管理方法検討中。措置制定に悩んでいる/SCC</p> <p>○具体的措置は各部門と相談の要あり/生態環境部</p>

☛【2019年中国日本商会白書建議の方針】

5) 優先管理物質リストの明確化：改善要望を継続提起

◆化学品の物流関係

2018年建議	当局への働きかけに対する回答（○改善の方向、☛課題）
1) 貯蔵 ・規制の一本化 ・指定数量の定義	○不合理と認識。改善意向あり/応急管理部 ○日本の消防法のような考え方は理解できる。レポートとして建議されるとありがたい/NRCC ○少量貯蔵の免除に関する管理の制限量を検討する。日本の方法を参考にしたい/応急管理部
2) 輸送	○【WSの成果】今回WSでは、初めて交通運輸部より危険貨物道路運輸規則の内容と課題について説明があった
3) 輸出入	(2019年中国日本商会白書建議の方針：「危険化学品の取扱い・貯蔵」の課題項目に整理)

◆環境規制について

2018年建議	当局への働きかけに対する回答（○改善の方向、☛課題）
1) 排出規制 一律取り締まりの停止	○生態環境部が停止するよう声明発表（5、10月）
2) 危険廃棄物処理 ・リサイクルの奨励 ・危険廃棄物処理能力の一層の充実	○地域間の処理能力アンバランス、省を跨ぐと手続きが複雑であるといった課題に対し、固廃法を改訂中。☛改訂内容は不明/SCC ○固廃法改訂内容の説明：排出者の責任強化、管理制度の整備、管理区域統合の奨励、減量化・資源化・無害化（焼却、埋立て）処理推進、経済性のあるモノは企業、無いモノは政府、十三五で地方政府が処理能力を拡大/生態環境部 ○沿海部での処理能力不足認識、認可業者数を増やす一方、大々的に査察を行い、不法処理取り締まりを強化中
3) VOC削減	○今後もVOC削減のモニタリング、管理監督はますます厳しくなる/CPCIF
☛【2019年中国日本商会白書建議の方針】 1) は改善を評価し建議から削除。2) は政策の方向性確認のため継続提起、3) は削減効果を評価しつつ、極端な環境規制（例：削減目標等）が課されないこと、継続的な改善を評価する施策の実施を要望	

◆その他

2018年建議	当局への働きかけに対する回答（○改善の方向、☛課題）
1) 法規制の周知方法の充実	

2) 化学工業園区に入るべき化学工業の定義	○集中の方向性は正しい。廃棄物統一管理等メリットあり。 ☛ただし定義は困難/GPCIF
☛【2019年中国日本商会白書建議の方針】新たに、海洋プラスチック問題を提起。施策立案時の理性的な検討を要望。法規制の周知方法充実は継続提起	

(2-3) 医療機器分野

(2-3-1) 中日医療器械監管交流会の目指すもの

中日医療器械監管理交流会は、中国で事業展開を行う日本の医療機器企業グループ（中国日本商会ライフサイエンスグループ〔LSG〕及び中国医療機器連絡会：所属企業31社）が2013年度より開催してきた継続活動である。

本分野の審査承認制度の改革、審査期間の短縮、臨床評価システムの改善、国際的なルールと調和する規格・法規への改善、医療機器の入札制度の適性化、市販後の安全監督管理、医療費の適切なコントロール等に向けて、化学分野と同様に、中国の当局及び関係団体などとの交流を深め、事業環境改善の働きかけを根気強く続けてきている。

このような経緯のなかで、2018年の中国での医療機器分野の事業環境の課題は、主に以下が挙げられていた。

【2018年の中国の医療機器分野での日系企業の事業環境上の主な課題】

- ☛審査承認制度の改革の推進、さらなる審査期間の短縮が必要
 - ・ 延続登録手続きの簡素化
 - ・ 第三者機関での医療機器・対外診断用医薬品審査の実現
 - ・ 申請前相談制度の改善
 - ・ 審査要求事項の明確化、タイムリーな情報公開等
- ☛臨床評価システムのさらなる早期改善
 - ・ 高リスク品に対する臨床試験のプロトコール審査システムの充実化（高リスク品は申請前相談のフローを取り入れ、プロトコールを審査する仕組み作り）
 - ・ 低リスク品や国外で安全性評価済みの製品は臨床試験免除目録に追加する等
- ☛国際調和を強化し規格法規の仕組みを改善
 - ・ 国際規格に該当するGB/YY標準は最新版の国際規格を引用或いは認可すべき
 - ・ 法規や規格の公布後、円滑に運用するための十分な準備が必要：規格制定・改訂・廃止の実施計画等の事前公表すべき等
- ☛医療機器入札制度の適正な運用
- ☛医療費の適切なコントロール
- ☛「二票制（製品の生産から病院に納められるまでにインボイス発行は2枚までとすること）」の政策を進めるうえで、企業の健全な経営活動が保証させるべき：トレーニングや保守・修理の費用の十分な確保が必要等

(2-3-2) 2018年「中日医療器械監管交流会」の示唆

こうした課題のなかで、2018年の「中日医療器械監管交流会（交流会）」は、特に日中双方の業界共通の関心事項であり、中国政府にとっても重要である「医療機器監督管理条例」改

正案に盛り込まれている「医療機器審査の迅速化・効率化」、「市販後の監督・管理」を主要テーマに据え、12月26日に北京で開催された。その成果は主に以下である。

【交流会の主な成果】

○「医療機器監督管理条例（条例）」改正内容の具体化と明確化：

2017年に改正案のパブリックコメントが徴求された条例の正式公布は2019年上半期と見込まれるなか、既に改正案の内容（承認審査メカニズムの簡素化、スピードアップ等）の方向で、条例のもとでの規定や細則が整備されつつあることが明確に説明された。これらが実施されれば、相当の改善がなされることとなる。そうした意味での予見可能性が高まった（前年度の交流会と比較して、今回は改正準備が相当固まってきていると考えられ、説明内容の具体性が向上されていた）。

・例：海外品と国産品の審査の差異がなくなること、臨床試験でもリスクが少なければ不要となることなど。

○「事前相談制度」の導入：

以前から要望し、中国側も関心を寄せている、日本式の「事前相談制度」の導入につき、今回は特に、事前相談の内容と審査の内容の一致制に関わる運用面での質問が中国側からなされたことは、事前相談制度の本格的な検討をしているからこそその質問であろうと注目しており、継続的に働きかけてきた成果の一つである。

・日本側からは、相談時に記録を取って、相談者に記録書を渡し、それを申請時に添付するなど一致制を担保していることなどを紹介した。

○「市販後の管理」：

中国では、登録が取れた商品の市販後の品質保持の管理監督を重点にし始め、今回はそれを交流会のテーマに加えたところ、現在の条例の改正案は（2014年公布の条例の主目的は審査にあったところ）、「市販後の管理」の罰則を明確化するなど、厳格化の方向が明らかにされた。これも、従来の働きかけの継続と、今回の交流会の成果と言える。

**2018年「中日医療器械監管交流会」を中心とする当局への働きかけ
で得られた事業環境改善状況と残された課題（概要）**

2018年中国日本 商会白書建議	2018～19年の進捗（○改善の方向、●課題）
1) 審査承認制度 の改革推進、審査 期間の短縮 2) 臨床評価シス テム早期改善等	<p>【交流会の成果】</p> <p>○「医療機器監督管理条例（条例）」改正内容の具体化と明確化</p> <p>・例）海外品と国産品の審査の差異がなくなること、臨床試験でもリスクが少なければ不要となることなど</p> <p>○「事前相談制度」の導入等</p>
<p>【交流会の成果】</p> <p>○「市販後の管理」：罰則の明確化等</p>	

<p>3) 国際調和強化、規格法規の改善</p>	<p>○国際基準との整合性という課題は、今回の交流会の中国側プレゼンテーションにおいても意識されていた</p> <p>●課題があるとすれば、我々が同じ ISO に整合させる場合、新バージョンを適用するが、中国の傾向として新バージョン適用へのタイムラグが大きい。</p>
<p>4) 医療機器入札制度の適正運用 5) 医療費の適切なコントロール 6) 二票制政策(流通代理店を少なくすることで医療費をコントロールしようと打ち出された仕組み)のもとでの企業経営活動の保証</p>	<p>【進捗(交流会テーマ外)】</p> <p>○入札制度も随分クリアにはなっている</p> <p>●ただ、各(地方)省間でばらつきがあり、省によっては国家最低価格に合わせるなどの動きもあり、まだまだ改善が必要な部分がある</p> <p>●2018年3月以降の機構改革で「医療保障局」が管理監督することになり、正式稼働後の更なる改善が期待される</p> <p>●二票制の目的として「不適切な医療費を下げる」ということには賛同するが、代理店の力が無いと、販売時の使用方法のトレーニングやメンテナンスが必要な医療機器では、それらをどう行うのかが課題になる。アフターサービスが健全に行え、医療機器の価格も抑えられると、アフターサービス後のフォローはその浮いたコストを充当できる。トレーニングやアフターサービスを考慮した政策・法規・法律とすることが必要</p>

(2-4) 化粧品分野

(2-4-1) 日中化粧品工業会交流会の目指すもの

「日中化粧品工業会交流会(交流会)」は、中国で事業展開を行う日本の化粧品企業グループ(中国日本商会化粧品連絡会)が日本化粧品工業会と中国香料香精化粧品工業協会と共に2014年度より継続的に開催している。交流会では、双方の専門家を招き、日本における化粧品法規制の動向等を紹介すると共に、中国における化粧品法規制等の現状と今後の方向性についての講演を受け、事業環境の改善・整備に資する意見交換を行い、化学分野や医療機器分野と同様に、中国の当局及び関係団体などとの交流を深めつつ、事業環境改善の働きかけを根気強く続けてきているものである。

このような経緯のなかで、2018年の中国での化粧品分野の事業環境の課題は、主に以下の5項目が挙げられていた。

【2018年の中国の化粧品分野での日系企業の事業環境上の主な課題】

- 1) 化粧品監督管理条例が適切な手続により早期に公布されるべきこと
- 2) 化粧品安全技術規範他、各種規定や制度の国際化および運用の周知徹底
- 3) 化粧品新原料承認が加速されるべきこと
- 4) 化粧品既使用原料名称リストの適切な更新と運用の改善
- 5) 衛生行政許可申請の審査基準統一と情報公開および申請制度の弾力的な運用等

(2-4-2) 2019 年「中日化粧品工業法規技術交流会」の示唆

このような課題を巡って、2019 年 2 月 21 日に北京で開催された 2019 年の交流会（「中日化粧品工業法規技術交流会」）では、中国化粧品関連の最上位法となる「化粧品監督管理条例」の改正に先立ち、細部が確定される前に日本における化粧品の法規制について紹介することで、中国市場参入の障壁たる諸問題の改善を図ることに重点がおかれた。その成果は主に以下である。

《交流会の成果》

○課題としていた上記 5 項目について、日中双方の講演と質疑応答を通じて関係情報の確認を行い、特に 1) と 3) の要望事項に関して、日系企業の懸念点の伝達と国家薬品监督管理局（NMP）の監督・管理の実態確認が出来た。

○その他の課題についても、中国側の講演において配慮がなされ、従来からの働きかけの継続が奏効したものと考えられる。

2019 年「中日化粧品工業法規技術交流会」を中心とする当局への働きかけ で得られた事業環境改善状況と残された課題（概要）

2018 年中国日本商会白書建議	2018～19 年の進捗（○改善の方向、●課題）
1) 化粧品監督管理条例の適切な手続による早期公布を要望 2) 化粧品安全技術規範他、各種規定や制度の国際化および運用の周知徹底を要望 3) 化粧品新原料承認が加速されることを要望 4) 化粧品既使用原料名称リストの適切な更新と運用改善を要望 5) 衛生行政許可申請の審査基準統一と情報公開および申請制度の弾力的な運用を要望	【交流会の成果】 ○左記の 5 項目について、日中双方の講演と質疑応答を通じて関係情報の確認を行い、今回特に 1) と 3) の要望事項に関して、日系企業の懸念点の伝達と NMP の監督・管理の実態確認が出来た。 ○他の事項についても、中国側の講演において配慮が示された。
【更なる課題及び改善要望】 ●企業機密情報の公開と消費者保護とのバランスにおいて、日系企業等の知的財産が保護されるべきこと。 ●新原料管理における審査・認可制度が、整備された実効性のある適切な運用となること。	

(2-5) その他、高齢者、サービス産業等分野

(2-5-1) 中国における高齢化の推移

中国の高齢化は着実に進んでおり、2017年には60歳以上の人口が2億4,090万人、65歳以上が1億5,831万人となり、全人口比ではそれぞれ17.3%、11.4%に達した。

また、中国の平均寿命は、2000年に比較して2015年は大幅に伸びており、男性が69.63歳から73.64歳へ、女性が73.33歳から79.43歳へ、それぞれ4.01歳と6.1歳も長くなっており高齢者市場の厚みが増していると言える¹。

表1 中国の高齢者人口

(単位：万人、%)

年	60歳以上	総人口比	前年比増加数	65歳以上	総人口比	前年比増加数
2010	17,765	13.3	1,051	11,894	8.9	587
2011	18,499	13.7	734	12,288	9.1	394
2012	19,390	14.3	891	12,714	9.4	426
2013	20,243	14.9	853	13,161	9.7	447
2014	21,242	15.5	999	13,755	10.1	594
2015	22,200	16.1	958	14,386	10.5	631
2016	23,086	16.7	886	15,003	10.8	617
2017	24,090	17.3	1,004	15,831	11.4	828

出所：「中国統計年鑑」2018年版、33ページ

中華人民共和国民政部「2017年社会服務發展統計公報」、2018年8月2日

中華人民共和国民政部「2016年社会服務發展統計公報」、2017年8月3日

(2-5-2) 中国の高齢者、サービス産業等分野における政策動向

中国の国家發展改革委員会と商務部が発布している「外国企業の投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」の2018年版によれば、39番目に「医療機関は合併、合作に限る」とある以外には民生部門の記載はされていないため、介護分野においては独資を含めた外国企業の投資が奨励されているとみてよい²。

高齢者、サービス産業等分野において、日本企業として注視すべき中国政府の政策動向は、大きく①サービス市場の開放、②医療機関と高齢者福祉機関の連携、③介護保険制度、という3つのカテゴリーに分類できる。それぞれについて主要な政策動向を次にまとめた。

i) サービス市場の開放

国務院弁公庁が2016年12月に発表した「高齢者福祉サービス市場を全面的に開放し、高

¹ 「中国統計年鑑」2018年版、33ページ

² 「發展改革委 商務部令2018年第18号 外商投資准入特別管理措施(負面清單)(2018年版)」、2018年6月28日、中華人民共和國商務部ホームページ

<http://wzs.mofcom.gov.cn/article/n/201806/20180602760432.shtml>

高齢者福祉サービスの質を向上させることに関する若干の意見³は、2020年までに高齢者福祉サービス市場を全面的に開放し、関連のサービスと製品の供給能力を大幅に向上させることを目標に掲げた。特徴として、①参入条件の更なる緩和、②市場環境の最適化、③在宅や地域コミュニティにおける生活の質の大幅な向上、④「インターネット・プラス」によるサービスのイノベーション、⑤高齢者向け製品・用品のレベルアップ、⑥サービス人材の素質の向上、等のさまざまな分野を対象としていることが挙げられる。

この意見をベースに、2017年から2018年にかけて、湖北省、福建省、江蘇省、遼寧省、海南省、雲南省、南京市⁴などの各地政府が続々と同地の実情に合わせた具体的な「実施意見」を発表しており、日本企業が関連ビジネスに参入するうえでの環境整備が加速していると言える。

ii) 医療機関と高齢者福祉機関の連携

高齢者になると医療サービスを受けることが増えるため、高齢化の進展はそのまま医療問題とつながってくる。中国では、介護ベッドの空きはあっても病院のベッドが不足というアンバランスが生じており、「医养結合（医療機関と高齢者福祉機関の連携）」を強化する施策が進められている⁵。要介護の程度及び病状などを勘案しながら、高齢者の医療、介護、リハビリに対する必要性に応じた提携スタイル（①医療が主体、②高齢者福祉が主体、③前両者の併用）とサービス内容の確立が課題となっている。

iii) 介護保険制度

中国政府は、2016年に長期介護保険制度の試行に関する意見を発表して以来⁶、順次15都市で制度の導入を進めている。

（都市名：河北省承德市、吉林省长春市、黒龍江省チチハル市、上海市、江蘇省南通市・蘇州市、浙江省寧波市、安徽省安慶市、江西省上饒市、山東省青島市、湖北省荊門市、広東省広州市、重慶市、四川省成都市、新疆生産建設兵団石河子市）

20年までに介護保険制度の全国導入を目指しているが、同制度には次のような特徴が見られる⁷。①制度運営では、事務業務などは民間保険会社に委託、②被保険者は、都市就労者から、段階的に非就労者・農村住民へと拡大、③財源は、公的医療保険の財源を転用、④サービス利用者としての認定は、要介護度が重度のものに限定しつつも、段階的に拡大、⑤サービスの利用は、現物給付を軸としながらも、現金給付を併用するケースも。

³ 「国办印发《关于全面放开养老服务市场提升养老服务质量的若干意见》」、2016年12月23日、中華人民共和国中央人民政府ホームページ
http://www.gov.cn/xinwen/2016-12/23/content_5151816.htm

⁴ 例えば、「南京市：关于全面放开养老服务市场提升养老服务质量的实施意见（宁政发〔2018〕125号）」、2018年8月6日、養老信息网
<http://www.yanglaocn.com/shtml/20180806/1533545271115846.html>

⁵ 「医养结合到底是什么？讲得太透彻了」、2018年2月17日、搜狐
http://www.sohu.com/a/223033905_99918180

⁶ 「关于开展长期护理保险制度试点的指导意见（人社厅发〔2016〕80号）」、2018年3月21日、養老信息网
<http://www.yanglaocn.com/shtml/20180321/1521580115114327.html>

⁷ ニッセイ基礎研究所保険研究部 准主任研究員・ヘルスケアリサーチセンター兼任 片山 ゆき「老いる中国、介護保険制度はどれくらい普及したのか（2018）。—15のパイロット地域の導入状況は？」2018年8月27日、ニッセイ基礎研レポート
<https://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=59452&pno=4?site=nli>

中国では日本の介護保険制度をかなり研究してきており、そのメリット及びデメリットを照らし合わせて、最終的にどのような制度が構築されるか興味深い。

(2-5-3) 日本企業の中国進出事例の新たな展開

リエイグループは、成都、南通で介護施設をすでに運営しているが、2018年末から中国大手企業集団との中国養老事業のコンサルティングなど複数の案件に関するMOUを締結し、中国展開を加速している。2019年2月には、中国が介護人材不足に伴う早急な人材育成・教育が課題となっていることに対応し、敬心グループと中国における介護人材養成事業及び教育機関設立を視野に業務提携を結ぶと発表した⁸。

この協業に伴う第1号案件には、リエイが中国展開の中で関わりつつある中国・湖北省武漢市の現地企業が経営する既存大学に介護学科及びリハビリテーション学科の設立が予定され、2019年9月の開校が目指されており、その後には、段階を経て現地にて専門学校が検討されている。介護・医療サービス事業と職業教育事業の融合という新たなビジネスモデルの発展が期待される。

また、本協業の及ぶ範囲には、敬心学園の中国及びインドネシアでの文科省委託事業を通じたアジアでの介護教育の開発・研究、リエイの中国及びタイでの介護事業展開の豊富な経験が包摂され、先に高齢社会となった日本の介護知見を中国及びアジアの第三国での現地化ノウハウに繋げ、日本と中国及びアジアの第三国を含む介護人材育成の循環システムの構築が構想されている点でも極めて画期的と言える。

日本アジア投資株式会社は、瀋陽市郊外で老人ホーム運営・介護サービス・リハビリ介護サービスの提供を行う日中合弁企業に投資している。施設名は「長者匯」といい、規模は約1,000床で日本の介護事業者も参画し、2015年6月から試験運営を開始し、継続している⁹。

(2-5-4) 中国の業界関係者からの意見

大阪商工会議所は、2013年8月、中国でのシルバー産業分野での企業連携を図るためのプラットフォームを立ち上げ、2015年には対象をアジアに拡大して「日本ーアジアシルバー産業連携促進プラットフォーム」として情報提供、セミナーの開催、現地視察団の派遣等の活動を実施してきた。

これまでの活動を総括すると、中国国内のシルバー産業市場はようやく本格的な成長期を迎えた段階であり、市場環境は日本企業に有利な方向に徐々に変化することが期待されるという。2018年12月にも「中国シルバー健康産業視察団」を派遣し、北京、蘇州、上海で中国側関連団体、介護施設、スマート介護・医療用機器研究施設等と交流したが、中国側からは日本の取り組みに対して率直な意見が表明された¹⁰。

- ① 日本製品はコスト高で価格競争力が低下しており、本格的な市場参入は困難。
- ② 日本側は既存商品での市場開拓にこだわり、消費者の嗜好に対応した新市場向けの製品開発には消極的であり、消費者とのミスマッチを起こしている。

⁸ 株式会社リエイ「エール」vol.32、JAN.2019～MAR.

⁹ 日本アジア投資株式会社ホームページ、<http://www.jaic-vc.co.jp/>など

¹⁰ 2019年2月15日、大阪商工会議所国際部からのヒアリング

- ③ 中国には独特の制度や運用、ビジネス習慣がある。
- ④ 日本の自立支援を重視する介護理念は、中国ではまだ受け入れられないが、将来的にはその方向に向かう可能性がある。

(2-5-5) 日本の新興国医薬品市場進出における課題¹¹

新興国では、人口、所得の増加に加え、高齢化、公的医療制度の拡大などで医薬品市場の成長が加速しており、ビジネスを発展させる余地は大きい。日本企業は欧米メガファーマに比べて出遅れ感が強い。そのため、まず取り組むべきことは、新興国の現状と今後の変化を正しく認識することであり、新興国市場での戦い方として次のポイントが指摘されている。

- ① 一人あたり医療費が高い主要都市、大手民間病院グループをキアアカウントとして定め、自社リソースを集中的に配置する。重要度が低い対象には、自社リソースではなく、デジタル・プロモーションやローカル企業への委託販売を行う。
- ② マーケットとして捉えるのではなく、生産拠点や開発拠点の設置など販売以外の機能も置く。
- ③ 短期的な利益、売上よりも「将来の医療への貢献」をアピールし、対象国政府との良好な関係構築から開始する。

こうした分析は、中国市場においてもあてはまる部分があると考えられる。

(2-5-6) 日本の介護市場の現状と課題¹²

日本では高齢者人口が伸びており、介護関連市場も 2014 年の 8.6 兆円から 2020 年には 14.8 兆円、2025 年には 18.7 兆円程度まで拡大すると予測されている。

介護保険制度に基づく介護報酬は、日本政府の財政状況を考慮するとプラスの改定は期待できないが、それは介護事業者の収益に影響するため、介護保険外の収入や政府方針に合わせた体制の強化が必要である。

高齢者施設においては、虐待事件や食中毒事故等が発生しており、管理体制の整備が求められている。また、介護職員は人気が高く、2025 年には約 38 万人の人材不足（需給ギャップ）に陥ると予想されている。外国人人材を活用するには、まだハードルが高い。

(2-5-7) アジア各国の介護業界に日本が提供可能な事項

一方、高齢者施策や高齢者向けサービス産業の先進国である日本が、優位性をもってアジア各国に提供可能な事項としては、以下が想定される。

- ① 介護保険制度、要介護認定制度、介護人材の国家資格制度等の知見
- ② 介護オペレーション、介護関連ソフト等のノウハウ

¹¹ 「20 年後の新興国におけるビジネス展開に向けて シリーズ “Predictions 2020-2030” 第 8 回」、2017 年、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社ホームページ
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/lspred-v8.html>

¹² 「国内介護市場の動向について ライフサイエンス・ヘルスケア 第 5 回」、2017 年 1 月 25 日、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社 ライフサイエンス・ヘルスケア担当 古村敏之
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/life-sciences-and-healthcare/articles/hc/life-sciences-healthcare-05.html>

- ③高齢者向けの施設の設計やバリアフリーレイアウトの設計ノウハウ
- ④スタッフの教育体制や研修体制、介護教育マニュアル

(2-5-8) 中国のデジタル経済とヘルスケアビジネス

2018年9月13日、日中経済協会合同訪中代表団が浙江省杭州市を訪れ、浙江省の朱從玖副省長と会見した。その際、志賀俊之浙江省訪問団団長は、日本は高齢化社会の中で介護人材不足という社会問題があり、介護を効率的にするためIoTやAIを使った介護の提案プログラムを作成するベンチャーに投資していることを紹介し、浙江省というデジタル経済の発展した地域での医療、介護分野での協力可能性について言及した。

これに対し、朱副省長は、高齢化社会への対応は優先的に解決を図らなければならない社会問題で、こうした産業の発展に向け現実的な対応が求められており、AI、ロボット関連企業はサービスや高齢者福祉産業とも深く関わっているとの認識を示した。

日本では、経済産業省主催で国内のヘルスケア分野の課題解決に資するベンチャー企業等を発掘、支援するため、「ジャパン・ヘルスケアビジネスコンテスト」が開催されている。優良事例の表彰、サポート団体や連携イベント等とのネットワーク構築を通して、ヘルスケア産業の大きな潮流を生み出すことを目指し、2016年3月に第1回目が開催され、2019年1月30日に4回目が開催された¹³。

また、経済産業省では、優れたサービスを国内外に発信することに加えて、国内外の投資家や企業等から日本や世界のヘルスケアビジネスへの投資を活性化することを目的にビジネスマッチングを行う国際会議として「1st Well Aging Society Summit Asia-Japan」を18年10月9日に開催した。有識者等による基調講演やパネルディスカッションに加え、企業や投資家等も集いビジネスマッチングを行った。第2回は、2019年10月に開催される。

こうした日本発の取り組みを通じ、同じ社会的課題を抱えており、デジタルに強くベンチャー・スタートアップ企業が発展する土壌のある中国との連携が進展すれば、今後の新たな市場創造につながるものとも期待される。

中国における高齢化の進展は、高齢者向けの生活サービス・介護という市場の拡大を意味する。同時に、高齢者は何らかの疾病と身体機能の衰えを抱えており、医療・リハビリという市場も拡大する。中国社会が、高齢者に対してより優しく、より快適で、より効率的・効果的なサービスを提供するためのシステムを構築していくうえで、日本が培ってきた医療・リハビリ・介護分野の経験とノウハウは必要不可欠な要素だと考えられる。

中国でも高齢者福祉サービス分野の必要性に対する社会的な認知度も高まり、日本との同分野におけるビジネス対話が可能な共通の舞台が次第に形成されている感がある。しかも中国では、日本国内以上にIoT、AI、ビッグデータなど、デジタル化イノベーションでは先行している部分があり、高齢者関連ビジネスにおいては、日中アライアンスの裾野はますます拡大していくものと期待される。

¹³ 経済産業省ヘルスケア産業課「ヘルスケアイノベーションの活性化」、2019年1月30日

<http://www.meti.go.jp/press/2018/01/20190131002/20190131002-1.pdf>

2. 第三国市場での日中協力の可能性

2018年に改革・開放40周年を迎えた中国に対して、日本は政府間・民間の様々なチャネルを通じて、改革開放の促進、技術力の向上、経済インフラの整備、制度設計の支援など多方面において協力してきた。

他方、改革開放が40年経過したいま、技術面や経済面で大きく飛躍し変貌した中国は、日本にとっての技術協力の対象から、一定の条件のもとでは、手を組んで共に第三国へ協力し得るパートナーとしての可能性を見せつつある。

そのような可能性を背景として、2017年11月の日中首脳会談、2018年4月の「第4回日中ハイレベル経済対話」を経て、2018年5月の李克強総理の日本公式訪問に際しての日中首脳会談において、「第三国における日中民間経済協力について、日中ハイレベル経済対話の下、省庁横断・官民合同で議論する新たな『委員会』を設け、具体的な案件を議論していくこと、また、民間企業間の交流の場として『フォーラム』を安倍総理の訪中の際に開催すること」が合意され、日中両国の担当大臣の署名による「第三国における日中民間経済協力に関する覚書」が交わされた。そして、この覚書に基づき、2018年10月の安倍総理訪中に際して「第1回日中第三国市場協力フォーラム」が北京で開催された。これに際し日本政府は、「日中両国が世界第2・3位の経済大国となった今、日本が中国に対して一方的に支援するのではなく、日中両国がパートナーとして、共に肩を並べて地域や国際社会に貢献する時代になった」とも発表している。

ここでは、今後の第三国市場での日中協力の可能性と課題について、オープンソース等既存情報をレビューすると共に、当協会が共催者として関わった「第1回日中第三国市場協力フォーラム」の分科会活動等を通して得られた情報を整理・分析する。

(1) 分析レポート例等既存情報からの示唆：日中企業の比較優位性、相互補完性

みずほ銀行国際戦略情報部の月岡調査役は、当協会の『日中経協ジャーナル』2018年5月号所載「『一帯一路』と日中協業の可能性」(『MIZUHO CHINA MONTHLY』2018年5月号)において、経済合理性に基づく「一帯一路」プロジェクトへ日本企業が参画する可能性を想定し、第三国市場での日中協業スキームを三つ提示している。

日中協業スキーム	プロジェクト例	日中企業の相互補完
1) 日本企業の受注案件に中国企業が参加	○2015年3月オマーン・サラール2火力発電所事業 (日本) 三井物産 (中国) 山東電力建設第三工程公司	日本企業がプロジェクトの最適化と合理性の観点から有力な中国企業をEPC事業者を選定
2) 日本企業と中国企業が協働受注	○2017年5月アラブ首長国連邦・スワイハン太陽光発電事業 (日本) 丸紅 (中国) 晶科能源控股 ○ベトナム・火力発電所	中国企業のコストパフォーマンスによる競争力、日本企業のプロジェクト管理能力、国際的信用力を相互活用

	(日本) 大手商社 (JBIC 融資) (中国) 発電設備メーカー (中国輸出入銀行融資)	
3) 中国企業の受注案件に日本企業が参画	○発電プロジェクト受注 (日本) 大手メーカー・中国国内合併企業 発電設備製造 (中国) EPC 事業者	日本企業はサプライヤーとして参画、プロジェクト・リスク軽減

(月岡直樹『「一帯一路」と日中協業の可能性』『日中経協ジャーナル』2018年5月号から抽出・整理)

また、月岡氏は日中企業の比較優位性を以下のように分析している。

	日本企業	中国企業
強み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術力、品質 ・ ソリューション提案力 ・ プロジェクト管理能力 ・ 資金調達面等での信用力 ・ 豊富な海外ビジネス経験 ・ 海外における産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造/建設コスト競争力 ・ 意思決定力 ・ 潤沢な資金と政府保証 ・ リスクテイクにおける政府の強力なコミットメント
弱み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 割高なコスト ・ 意思決定力 ・ リスクテイク能力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスク見積りの能力 ・ プロジェクト管理能力 ・ 海外ビジネスの経験 ・ 国際的な信用力

日本企業の強みを発揮することにより、
中国企業の弱みを補完できる分野で協業の可能性

(同上。みずほ銀行国際戦略情報部作成)

この分析では、中国企業の強みは、概して、建設工事や設備製造におけるコスト競争力、日本企業の強みは、エンジニアリングノウハウやプロジェクト管理能力、ソリューション提案力にあり、日本企業はプラント設計や工程管理、コンサルティングなどの役割で、中国企業の弱みを補完できるスキームにおいて参画可能性が高いとされる。

本分析レポートの日中協業スキームは、「第1回日中第三国市場協力フォーラム」の「産業高度化・金融支援」分科会においても紹介され、双方の共通認識になりつつあるものと思われる。

一方、時間的には相前後するが、2018年9月派遣の「2018年度(第44回)日中経済協会合同訪中代表団(合同訪中団)」の商務部との全体会議で「中国企業のアジア地域への『走出去』」と題して、両国間の第三国市場協力について意見を述べた商務部対外投資・経済合作司の鄭超参事官は、両国企業の比較優位性、相互補完性について、以下のような整理を行っており、

共通認識が垣間見られる。

【中日両国企業の比較優位性、相互補完性（中国側の整理例）】

中日両国企業が強みを持つ分野	交通、エネルギー、港湾、電力、水利、通信など、 ⇒工期が長く、金融リスクが高い大型インフラ事業において、協力すれば、リスクを負担し合い、利益を共有し、Win-Winを実現できる
中国企業の強み	○製品・設備製造 ○低コスト化 ○建設チームの実力
日本企業の強み	○ハイエンド技術 ○市場開拓、マーケティングネットワーク ○品質管理、技術訓練

こうした整理・分析を経つつ、2018年9月25日に北京（商務部）で開催された「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」において「経済団体から見た協力の現状及び展望」と題するセッションでのプレゼンテーションを行った当協会杉田定大専務理事は、合同訪中団での李克強総理や経済関係官庁の交流の結果を踏まえ、開放性、透明性、経済性、財政の健全性などの国際スタンダードに合致した質の高いプロジェクトの組成実現のために、従来のインフラ整備を中心とする第三国市場協力に加えて、両国の強みを活かした産業協力を中心とする展開を目指した支援が求められているとして、概ね以下のような考えを述べた。具体的には、i)～iv)の4分野を念頭においたものである。

i) 省エネルギー・環境分野における協力案件の推進：

当協会は06年から経済産業省と共に「日中省エネルギー・環境総合フォーラム」を主催し、日中省エネルギー・環境協力の重要なプラットフォームを提供している。2017年には、この一環で「第三国市場協力に関する分科会」を設置し、これまでの日中協力の成果を第三国に展開するための具体的な検討を始めた。これまでの経験とノウハウを活かして積極的に貢献してまいりたい。

ii) 電気自動車急速充電システムなどの規格の統一化：

中国は、世界最大の電気自動車市場であるが、その充電システム（「Chademo」）について、日中間で共同研究して規格を統一していくことが合意された。自動走行や介護福祉機器等の分野でも、最大市場を有するコスト競争力が発揮できる中国と、高度な機器開発を得意とする日本が共同開発し、日中合作の世界標準規格を実現する可能性があると思われる。

iii) 自動走行車やヘルスケア、ドローン、Eコマースといった新産業分野の「社会実装」協力：

日中企業がすでに中国で事業展開して「実証」されてきた、或いはされつつある産業技術分野について、第三国市場での「社会実装」を試みることで、新たな市場の開拓に繋がる可能性が考えられる。日中それぞれの企業の有する経験やノウハウを活かしつつ、特に日本企業の持つASEANを中心とした海外投資の豊富な知見と経験を通じて、こうした新しい技

術と新しい市場の組み合わせを提案したい。その際、東南アジア等の地域社会問題解決に貢献し、「社会実装」推進のために、大企業間の協力にとどまらず、東京、京都、深圳、杭州、北京中関村、天津等で展開している日中間のベンチャースタートアップ企業のビジネス交流の成果を第三国にも展開していきたい。

iv) 地域開発、或いはスマートシティ建設における日中協力の推進：

地域開発などインフラ分野の日中協力は、企画設計や計画の段階から役割分担を決めるなど、早い段階からの協力が求められる。その点では、タイEECなどは良いモデルになると思われ、ウタパオ空港や沿線の工業団地のスマート化、データセンター、物流センターなどが好事例として期待される。

中国の強みであるコストパフォーマンスの高さやプロジェクト遂行のスピード感、多様な資金ソースに加えて、日本企業の強みである工程・品質管理能力や卓越した技術力・エンジニアリングノウハウを生かした提案が出来ると思う。ビジネス環境整備については、公平で透明性の高いルール・メイキングが必要である。

(2) 日中第三国市場協力フォーラム分科会等からの示唆

2018年10月に北京で開催された「第1回日中第三国市場協力フォーラム」では、当協会も共催者として分科会の運営に関わった。そのプロセスにおいて当協会は、日本側の分科会参加企業に対して、本フォーラム直後に関心事項などの意見集約を行うと共に、中国側の分科会等の運営を担った「中国機電輸出入商会」から中国側参加企業の関心の所在に関する情報提供（時期は本フォーラム直前）を受けた。

こうした関心の所在は、今後の「第三国市場協力」の実現に向けて、未だこれらの情報が不足しているという課題の所在であるとの見方も可能であるところ、ここから得られる示唆を整理してみる。

【日本側（分科会）参加企業の関心事項】

関心分類	関心事項（＝情報が不足している項目）
政府の支援、 ファイナンス支援	<ul style="list-style-type: none"> ○第三国市場への市場開拓の二国間協力枠組と両国の政策 ○日中両国からどのようなサポートを受けられるか ○物流の日中両国の優遇政策 ○政策金融融資 ○日本のファイナンスと中国のファイナンス条件の違い ○金融支援スキームのみならず、今後検討されている具体的取り組み ○具体的なバックアップメニュー ○中国の政府の支援、協力のあり方 ○中国の海外案件での投資基準 ○中国側の窓口 ○中小企業への政府の支援策
業界情報、	○交通計画、インフラ輸出での中国企業の第三国市場展開実績

制度動向	<ul style="list-style-type: none"> ○第三国での検収業務 ○水環境、水処理（工業排水等）、土壌修復業界の動向 ○自動運転、AI、IoT 関連 ○遠隔医療のルール策定の仕組み ○ヘルスケア産業の協力の在り方、事業機会、政府・政策のサポート内容 ○IoTに関する各企業での動き
プロジェクト情報	<ul style="list-style-type: none"> ○中国企業がどのような分野で日本企業と相互補完関係を結び、第三国で事業展開していきたいと考えているか ○中国企業が日本に求めているものは、具体的に何か（人・物・金・技術） ○中国企業の海外での個別案件の詳細内容、建設時期、現状 ○第三国協力事例の契機、苦勞から達成までの経験 ○パートナー関係形成の経緯 ○LNG 基地建設計画 ○ハイアール（Japan）のコミュニティとの連携によるコインランドリー向け IoT 事業の展開 ○江蘇嘉睿城建設管理（有）のアマタグループとの共同プロジェクト
ビジネスモデル等	<ul style="list-style-type: none"> ○日中合作スキーム例 ○具体案のまだない開発事案について、共同で提案していくような場合、どのような対応がなされるのか

前述の既存・分析レポートでは、中国企業の海外インフラプロジェクト展開において、中国の二大政策性銀行（国家開発銀行と中国輸出入銀行）が重要な役割を果たしており、中国企業は両行のファイナンスを後ろ盾として新興国での受注を拡大しているといった指摘がなされている。日中協業プロジェクト例のなかにも、日本の国際協力銀行と中国輸出入銀行がそれぞれ自国企業のコーポレートリスクを負担する形で共同融資しているケースが示されていた。

日中企業の第三国市場協力の実現に向けては、強みと弱みの相互補完と共に、両国の政策性銀行等による制度的な金融支援を伴う形で適切に組み合わせられることが極めて重要な要素と考えられ、日本側企業の多くの関心の所在もこの点にあり、特に中国政府及び政策性銀行等の支援の実態に関する情報が不足していることが見て取れる。

【中国側参加企業の関心事項】

中国企業の意見集約は、中国側の運営上、専ら日本企業とのマッチングを目的とした関心事項の表明を求めたものであったため、課題抽出には至っていない。一方、以下の一例のように、これまでの協力関係の経験上、双方の強みを現段階でどう捉えているかが明らかにされているケースも見受けられ、それは、前述の分析を裏付けるものとなっている。

中国企業例	日本企業への関心の所在例
電力建設会社 (発電所EPC請負)	○日系企業の優位性とは長い経営の歴史と、日本の金融期間との連携がよく取れること ○インフラ建設市場において、日本側の企業から融資面の協力を得ることで入札の成功率を向上させたい
情報投資会社	○情報インフラ、公共サービス、社会民生分野におけるプロジェクト請負の優位性と実力を活かしたい。 ○日本企業のICTソリューションと経験に基づき、中国養老介護市場への進出を果たした後、国家業界基準の制定に積極的な参画を目指す
病院	○中国側は一流の漢方医学サービス、日本側は早期がん診断や重粒子線治療を提供、共に重病・難病への東西融合的診療プランの提供を目指す
保険会社	○第三国市場におけるリスク予防やリスク管理に関する全面的な協力関係の実現を目指す

(3) その他の既往プロジェクト例

2017年11月、中国国家国際発展合作署のサイトに、中国からミャンマーに対して中国・ミャンマー経済回廊建設の構想を提示した、とする記事が掲載された。外交部長・王毅がミャンマー訪問中の記者会見で発表されたものである。

ミャンマーは、日本企業もここ数年盛んに投資を行っている国であり、代表的なティラワ経済特区には、多くの日本企業が入居しており、特区自体が日・緬政府と両国の企業による出資で形成されている。

他方、アジア開発銀行（ADB）のデータベースでは、Second Greater Mekong Subregion Highway Modernization Project (formerly GMS East-West Economic Corridor Highway Development Project)が、275.30百万ドルのローンパッケージで2018年9月に発表されている。

当該プロジェクトは、大メコン圏（GMS）東西経済回廊（EWEC）に沿って、現在の2車線道路が開通しているが、最も交通量の多い約70キロメートル（km）のバゴーとチャイクート間の新しい幹線道路を開発するプロジェクトである。日本国際協力機構（JICA）が実施したプレフィージビリティでは、2020年から2025年の間にこの区間での交通量が飽和状態を迎えるとしており、劣悪な道路環境の改善と交通安全機能の再構築を目指している。

すでにプロジェクトへの提案は締め切られているが、上記の経緯から、積極的に政府レベルでミャンマーにアプローチしている中国の企業や高速道路建設プロジェクトに長ける日本の企業が受注する可能性、或いは、共同で実施する可能性も否めないと考える。

Ⅲ. 中国における事業環境改善への提言

1. 中国中央・地方政府への改善提言の経緯と今後の方向性

2018年9月10～12日、2018年度（第44回）日中経済協会合同訪中代表団（団長：宗岡正二日中経済協会会長。最高顧問：中西宏明日本経済団体連合会会長、三村明夫日本商工会議所会頭。参加者240人）が北京を訪問し、李克強國務院総理との会見において、本調査提言報告の第一のベースである当協会「21世紀日中関係展望委員会（第15回）提言書」（関連資料参照）が団長から手交され、提言ポイントが説明された。

同時に、最高顧問からは中国日本商会「中国経済と日本企業2018年白書」が李総理に手交され、その提言ポイント（重点は本調査提言報告のベースと整合し、産業・地域別の各論が特徴）が説明された。

また、商務部（傅自応副部長）との全体会議では、本調査提言報告の第二のベースである「中国ビジネス環境改善への提言」（関連資料参照）が全員に配布され、団長及び副団長から説明された。

更に、合同訪中団の浙江省・杭州市訪問においては、浙江省朱從玖副省長との会見及び省政府との交流会議において、これら提言が省政府に提供され、地方訪問団長（志賀俊之日中経済協会副会長）から説明された。ここでは、提言と中国側のコメントの要点整理と共に、今後の方向性を分析する。

加えてその後、「中国日本商会・日中経済協会内蒙古自治区ビジネス交流ミッション」の布小林主席会見、山東省政府訪日団・于国安副省長の当協会訪問による理事長との会談、雲南省・宗国英常務副省長来日による「2018中国雲南省—日本経済協力交流懇談会」においても、当協会からこれらを提供しつつ、中国における事業環境改善に向けた提言を行い、各地方の指導者から日系企業の事業環境改善に対する積極的な姿勢が示された。

（1）國務院総理への事業環境改善提言の経緯

提言（要点）	総理コメント（要点）
<p>「21世紀日中関係展望委員会（第15回）提言書」</p> <p>○外資に対する規制緩和の進展は評価</p> <p>●サイバーセキュリティ、環境規制、輸出管理法、知的財産権保護等の制度設計或いは運用に当たり、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保され、グローバルな企業活動の妨げとならないように配慮をいただきたい。</p> <p>●技術の研究開発やその成果を活用したビジネスモデルの実用化、データの蓄積、標準化等の実現に向けた環境整備の進展を期待。</p>	<p>◆日本企業が対中ビジネスで、若干の問題に直面していることを伺った。</p> <p>・関連担当部門は既に積極的に解決に努力しているとは思いますが、安心はできない。日本側の合理的な問題提起を確実に解決できるよう関連部門の対応を促していく。</p> <p>・在席の中国各部門の責任者は、日本側から合理的、合法的に提起された問題を解決するように各部署に伝えてもらい</p>

<ul style="list-style-type: none"> ● RCEP や日中韓 FTA 等の早期に実現、国際ルールに基づいた質の高い通商圏をアジア地域に広げるべき。 ● 日中第三国市場協力ではコンプライアンス、ホスト国の財政健全性、開放性、経済性、透明性を充足する持続可能なプロジェクトを選定すべき。 	<p>たい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 我々は多国間貿易ルールを自ら遵守し、多国間貿易ルールと開放レベルとを整合させるよう努力する。 ◆ 積極的にビジネス環境の円滑化、法治化、国際化を目指し、市場及びその管理・監督の公平性、透明性、予見可能性向上を通し、外資系企業が安心できるよう努力する。 ◆ 高齢化、社会保障、ヘルスケア等の様々な分野で日本と協力し、さらに第三国市場を共同で開拓したい。
<p>「中国経済と日本企業 2018 年白書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 各省、各地方政府での真剣な検討、対応に感謝。 ○ 社会保険料の二重払いは解決。 ○ サービス及び製造業の外資参入規制を相当程度緩和 ● 環境規制に違反していない企業が罰せられることがないよう、透明性ある基準を適用していただきたい。 ● 日本の東北地方の農水産物・食品の対中輸出が依然として規制されており、解決に向け、引き続き検討いただきたい。 	

李総理の「日本側の合理的な問題提起を確実に解決できるよう関連部門の対応を促していく」という自らの決意と「在席の中国各部門の責任者は、日本側から合理的、合法的に提起された問題を解決するように各部署に伝えてもらいたい」という指示は、このような機会を通じた事業環境改善の働きかけの満点回答と言える。

今後の方向性は、李総理が述べた「多国間貿易ルールと開放レベルの整合」、「ビジネス環境の円滑化、法治化、国際化」、「市場及び監督管理の公平性、透明性、予見可能性向上」の努力を継続的かつ精緻にフォローしていくことが必要である。数年間の当協会の経験では、今回の提言でもなされているように、改善されている部分については、分かりやすく肯定評価したうえで、更なる課題を絞り込んでいくことが重要である。

(2) 商務部への事業環境改善提言の経緯

提言（要点）	商務部コメント（要点）
<p>【改善例：○】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 外資制限・禁止項目（ネガティブリスト）の 63 から 48 への削減。 ○ 2021 年までに金融分野、2022 年までに乗用車製造分野の出資制限を撤廃等 ○ 医薬品業界の規制緩和： <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017 年 10 月「審査評価制度改革の深化、医薬品・医療機器のイノベーション奨励に関する意見」で医薬品の登録審査効 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2018 年 6 月、「国务院による外資を積極的有効利用し、経済の高品質発展を推進する若干措置に関する通知」公布、国際的に運用されている投資誘致政策の枠組みを参考に、投資自由化、投資利便化、投資保護、投資促進の四つの面から 23 項目の措置を発表 i) ネガティブリストによる投資自由化：2018 年 6 月末に全国版（金融、インフラ設備、交通輸送、文化、自動車、船舶、飛行機、農業、エネ

<p>率改善、国外の臨床データの受入れ、国外で販売認可された医薬品・医療機器の条件付き販売認可明示など。</p>	<p>ルギー、資源等 22 分野で開放措置推進、規制は 4 分の 1 減少)と自由貿易試験区版(文化、資源、種子産業、通信等分野で開放ストレステスト実施)外商投資ネガティブリスト発表。</p>
<p>【改善を要する重点課題：】 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上</p>	<p>ii) 規制緩和を中心とした投資の利便化：外商投資企業設立手続き簡素化、外国企業の「新三板投資(中小企業株式譲渡等)」認可、外資金融機関の中国国内業務範囲を拡大等の措置。</p>
<p>個別産業における市場参入規制緩和</p>	<p>iii) 権利保護を中心とした投資の法治化：知的所有権の保護強化、行政手段による強制的技術譲渡厳禁等。</p>
<p>知的財産権保護の徹底・拡充</p>	<p>iv) 投資促進システム構築：外商投資企業の柔軟な労働者雇用支援、外国人材の労働許可手続きの簡素化、ビザ手続き期間の短縮化、ビザ費用の免除等。</p>

これらの改善の経緯と課題については、既に第Ⅱ章第 1 項「中国市場ビジネス環境の課題」で整理・分析した通りであり、法制度としては「外商投資法(草案)」に一応の帰結をみつつある。一方、その運用の実効性確保は継続的な課題となっている。

(3) 地方政府への事業環境改善提言の経緯

第Ⅱ章の1-2-3の通り、2018年時点の中国での事業環境について日系企業からは、規制撤廃分野拡大が評価されつつも、地方間のバラつきが依然として課題であるとされ、日系企業の集約する地方省に対する提言は極めて重要である。

(3-1) 浙江省・杭州市

ここでは先ず、その代表的な地方として、2018年9月の合同訪中団が中央政府同様の提言を行った浙江省（朱從玖副省長と会見、省政府と交流会議開催）の特徴を抽出する。

浙江省の事業環境改善の特徴（要点）

【改善例：○】

○ビジネス推進のための行政改革を推進し、全国に先駆けて行政手続きの簡素化・効率化改革「『多くとも1度の訪問で完了させる（原文「最多跑一次」）』改革」に着手、同改革弁公室を組成。

・2018年5月に100項目の行政手続き処理に適用。

・2018年11月に省人大常務委員会全体会議で「浙江省保障『最多跑一次』改革規定」採択、2019年1月1日から正式施行。

○中国（浙江）自由貿易試験区：「舟山自由貿易港区」整備戦略に基づき、石油製品に係る全産業チェーン分野への投資の簡素化、貿易自由化の推進を重点に、国際慣例に沿った中国の特色あるコモディティ商品自由貿易制度を構築など。

浙江省がデジタル経済の実力を活かして、上記のような事業環境改善を持続させることができれば、他省との比較において相対的に高い評価を集める実態が整いつつあると考えられる。

なお、合同訪中団訪問後4ヵ月を経て、春節を迎える中国の年末に際し、浙江省商務庁長から当協会に「感謝状」が届けられた。その内容は「2018年に浙江省商務庁の活動に関心を寄せてもらったお蔭で、浙江省ではどのような成果が得られたか」を総括した情報フィードバックであった。例えば、以下のような成果が言及されている。

【2018年の浙江省の成果例】

○全省をあげた対外開放大会を開催し、更に対外開放を拡大する10の措置を提起。

○アフリカ、東南アジア、中東、ヨーロッパとの「一帯一路浙商行」等、27回の海外活動を展開。

○浙江省の「双十一（EC販促イベント）」でのEC成約額は2,000億元を超越、「義烏卸売越境EC総合試験区」等認可。

○浙江自由貿易試験区は第1期に認定された23モデル区の一つとして、国内最大の給油港に飛躍。

○「義新欧（義烏-新疆-欧州〔スペインマドリッド〕）貨物鉄道320便を運行。

○「長江デルタ一体化」国家戦略に呼応しての第1回中国国際輸入博覧会参画での輸入成約額は全国上位省に。

「成果」の「御礼」を書面上で記したからには良いこと尽くめであるが、この「情報フィードバック」をPDCAシステムのチェック結果の一端と看做せば、今後の交流・対話プロセスにおいて、第Ⅱ章でレビューした国务院の政策の一環でもある「ビジネス環境評価（事業環境課題の解決状況）」を対話テーマに組み込むことにトライすることにより、事業環境改善の好循環に資する可能性もあると考える。

(3-2) 遼寧省・瀋陽市

第Ⅱ章で整理した通り、2018年には国务院弁公庁から「企業の関心に焦点を当てたビジネス環境改善政策の更なる推進に関する通知」国弁発〔2018〕104号が出され、2019年から全国の省市区や省都所在都市において「ビジネス環境評価報告」が行われることになっている。本調査の最終段階において、その進捗を遼寧省瀋陽において確認することができた。

遼寧省瀋陽市では、2019年早々、1月は瀋陽市政府副市長、2月は遼寧省政府副省長から、当面の経済情勢をメインテーマとして、「日系企業経営にとって安心できる事業環境を提供したい」とするセミナーが開催された。特に1月の瀋陽市のセミナーは、市外事弁公室が瀋陽日本人会と共催し、120名の参加を得て行われたもので、このようなセミナーは、当協会が瀋陽市に連絡事務所を設置して以来初めてであるという。

そのセミナーで瀋陽市副市長は、以下のような説明を行っている。

◆瀋陽市の2018年のビジネス環境説明（要点）	
ビジネス環境づくり	○中国ビジネス環境改善の実践例に瀋陽市から8件が選定された
国家プロジェクト 建設許認可	○瀋陽市の施工許可の効率是全国4位 ○住宅分野の効率は全国1位
企業向け行政サービス	○企業向け総合サービスプラットフォーム開設 ○証明書と経営許可書の一体化推進 ○企業設立所要日数は3.5日
市民向け総合サービス	○市民向けの総合プラットフォーム運営 ○出入国、身分証発給業務の24時間セルフサービス実現 ○オンライン政務サービスプラットフォームにより、政務サービス事項の70%がオンライン化
税務、料金徴収等	○減税額42.7億元 ○行政事業料金徴収9件撤廃 ○工商业電気料金、給水、ガス等の料金は10%削減
◆公平に競争できる市場環境を確実に作る	
○民間投資審査事項を整理し、市場参入ネガティブリスト制度実施	
○PPPプロジェクトを実施し、社会資本をインフラ建設、資源・環境、公共サービス等に導入	
○「専門性が高く精鋭の特別で新たな」中小企業リーダーを育成し、個人⇒企業2000社、小企業⇒規模化200社、一定規模⇒巨大企業へ20社変身	
○重大経済政策企業家参与メカニズムを更に整備、各クラス政府の連絡商会・協会制度を作り、企業の課題解決を支援。求められれば応え、邪魔はしない。	

この瀋陽市の例のように、2019年からは、中国の地方政府サイドが外資企業及び日系企業に対して、事業環境改善状況の評価意見を求める機会が増えるものと推測される。

瀋陽市の副市長が「公平に競争できる市場環境を確実に作る」として「企業の課題解決支援」の方針を明示し、「求められれば応え」としている点を拠り所とすれば、日系企業サイドが評価意見表明の機会を有効に活用して、事業環境改善の働きかけを継続的に強化することによる効果は、従来よりも高まることも期待できそうだ。

2. 総括提言

本項では、本調査業務の結果として、(1)中国市場のビジネス環境（特に現地日系企業の関心の高い分野として、スマート製造、化学、医療機器、化粧品分野に関わる事業環境）の課題対応と(2)第三国市場での日中協力の可能性検討に向けた今後の政府間協議もしくは企業間対話等での討論や共同研究に活用を想定した提言を取り纏める。

(1) 中国のスマート製造、化学、医療機器、化粧品等分野の事業環境課題対応に向けて 第Ⅱ章で整理・分析した各分野での重点課題及び改善要望を再度整理すると以下となる。

中国のスマート製造分野の事業環境改善に向けた重点課題
●国際標準化に向けた協調領域の切り出し、国内標準と国際標準の整合
●インターネットによる中小企業発展のソリューション、企業による工業インターネットプラットフォーム展開、それらに関するインセンティブ
●デジタル人材育成の強化
●企業にとっての情報セキュリティ保護

中国の化学分野の事業環境改善に向けた重点課題（詳細は第Ⅱ章 2-2）
●危険化学品登記制度（危険化学品安全法制定・関連規定改正）、危険化学品法規制関連の齟齬是正、危険化学品の取扱・貯蔵等制度（日本の消防法の「指定数量」の考え方参照）等
●危険廃棄物処理（リサイクルの奨励、危険廃棄物処理能力）の一層の充実、VOC削減の極端な環境規制の問題指摘等
●海洋プラスチック問題提起
●法規制の周知方法の充実

中国の医療機器分野の事業環境改善に向けた重点課題（詳細は第Ⅱ章 2-3）
●医療機器監督管理条例の改正（審査承認制度の改革推進、審査期間の短縮、「事前相談制度」の本格化・日本の制度参照、市販後の管理等）
●国際基準等との調和強化、規格法規の改善（タイムラグの是正等）
●医療機器入札制度の適正運用
●医療費の適切なコントロール、「二票制」政策（企業経営の視点からの）適正化等

中国の化粧品分野の事業環境改善に向けた重点課題（詳細は第Ⅱ章 2-4）
●化粧品監督管理条例の適切な手続による早期公布
●化粧品安全技術規範他、各種規定や制度の国際化および運用の周知徹底
●化粧品新原料承認の加速、審査・認可制度の実効性のある適切な運用
●化粧品既使用原料名称リストの適切な更新と運用改善
●衛生行政許可申請の審査基準統一と情報公開および申請制度の弾力的な運用、情報公開制度・消費者保護のもとでの企業知財権の保護等

（2）分野横断的な「事業環境改善システム構築」提言

提言1) 「事業環境改善システム構築」の重要プロセスとしての、業界別セミナー・交流会・ワークショップへの公的協力（支援）継続の当面のニーズ：

これらの改善要望は、各分野の現地日系企業・業界グループ活動を通して、最終的には中国日本商会の『中国経済と日本企業白書 2019 年』（公表時期は 2018 年の場合 6 月）に向けて取り纏められつつあり、それらの中国中央・地方政府当局、関係団体への伝達及び働きかけもグループ活動の一環として一定程度行われるシステムが整いつつある。そのシステムにおいて、本調査業務の対象とした、業界毎の中国の政府当局・関係団体及び関係専門家とのセミナー・交流会・ワークショップが重要なプロセスの一つとして位置づけられつつある。

この重要プロセスが完全に業界負担（直接・間接コスト全ての企業負担、いわゆる「自走」）によって行うことができれば、本調査業務のような公的な協力（支援）ワークに対するニーズはなくなるわけであるが、内外の経済情勢に予断を許せない中国市場に直面している日系企業にとっては、既に臨界点に達しつつある。

また、化学分野を例に挙げれば、AICM（Association of International Chemical Manufacturer）という多国籍化学企業団体（1988 年設立。オフィスは北京と上海。日本の大手企業を含む世界化学大手約 70 社が参加）が中国政府との本分野の対話の窓口位置づけられ、中国人専属職員により充実した事業活動を運営している一方、少量の危険化学品管理における「指定数量」のような日本の制度の長所を中国の制度改革に活かすといった効果的な活動は、多国籍団体のなかでは実現し得ない。

こうしたニーズを背景として、当面の間、セミナー・交流会・ワークショップへの公的協力（支援）が継続されることを提言する。

提言2) 中国中央・地方政府の「ビジネス環境評価報告」活動の効果的な活用：

第Ⅱ章 1-1（及び第Ⅲ章 3-2、遼寧省のケース）に紹介した国務院主導（主管は国家発展改革委員会）による「ビジネス環境評価報告」活動は、世界銀行グループが 2003 年以来、発表している“Doing Business Report（中国語は「营商环境報告」）”の中国のランキング（190 力国・地域中 46 位。日本は 39 位）に着目して号令が下されたものだが、各種の改革と人材育成を通して、企業の経営環境の改善を実現するという趣旨は重要であり、中国全土の 31 省・市・自治区のビジネス環境を横断的に評価し、その仕組みのもとで各地方が優位性を競い合

う仕組みが整うということであれば、現地日系企業がこれを効果的に活用できる方向で政策対話や交流・協力が行われることを提言したい。

例えば、法制度の「地方毎の運用のばらつき」といった課題の実態について、こうした横断的な評価制度を通して見える化し、適正な運用がなされている地方が評価されれば、課題解決の加速に繋がれると考える。

また別の例では、化学業界が継続的に提起している個別要望として、「天津港及び中国の大部分の港での危険化学品輸入受入の再開」がある。これは、規制を担う当局よりも、事業環境としてのハード・ソフト・インフラの整備を担う当局への申し入れを強化する必要がある要望の典型例である。横断的なビジネス環境評価は、こうした課題を浮かび上がらせる効果もあると思われる。

提言3) トライアル・プロジェクトを通じたビジネス環境課題対応と省庁横断的取り組み：

世界的な潮流と中国の現場でのニーズを背景として、高い関心を集めるスマート製造分野の事業環境課題への対応は、「国際標準化に向けた協調領域の切り出し」を典型例として、様々な不確実な要素を抱えており、セミナー開催という活動のみでは推進し得ないことは当然であろう。

こうした分野における次のアプローチとしては、不確実な要素によるマイナスの影響を限定し、共通認識を醸成できるような、個別具体的なトライアル・プロジェクト化の試みが必要である。

例えば、地域或いは都市、産業エリア、コア企業等を特定し、第2回日中スマート製造交流セミナーで議論されたような、例えば、中小企業発展に必要なソリューション、企業による工業インターネットプラットフォーム展開には如何なるインセンティブが有効かなどの実証試験に取り組むことを通して、適切な国際標準化・協調流域分野の抽出にトライするといったことが考えられる。

こうしたトライアル・プロジェクトサイトには、日中の企業がスマート製造に取り組みやすい地域或いは都市、産業エリアが考えられるが、数年来の中国の都市のスマート化や循環経済等の展開のなかで、経済産業省、国土交通省、環境省、更にはヘルスケア分野に関わる厚生労働省の関係からも、日中の企業や関係団体が連携してスマート化に取り組もうとした先例が多数見受けられる。候補地の選定に当たっては、そうした先例の経験や頓挫した教訓、情報の蓄積を省庁横断的な取り組みを通して活用し、最適なプランニングが行われることを期待する。

IV. 関連資料

1. 2018年後半の中国ビジネス（投資）環境改善政策・制度動向

2018年後半からの中国ビジネス（投資）環境改善政策・制度動向	
（表記例：2018年〇月〇日⇒〇/〇）	
時期	2018年後半からの中国ビジネス（投資）環境改善政策・制度動向 （主には国务院常务会议での議論・決定事項：出典略。それ以外は出典を明記）
5/30	外商投資環境の一層の公平性、透明性、利便性向上：
	1) 市場参入規制緩和：
	1-1) 自動車、船舶、航空機等製造分野の外商投資参入規制廃止或いは緩和の公約実施
	1-2) 海外適格投資者制度整備、海外投資家を原油、鉄鉱石等の先物取引へと誘導、外資系金融機関の地方政府債券の一層の引受け支援
	2) 外商投資の利便性向上：
	2-1) 2018年7月1日までの外商投資（参入）ネガティブリスト改訂完了
	2-2) リスト内の投資総額10億ドル以下の外商投資企業の設立・変更の認可・管理は省政府へ権限移譲
	2-3) 外国人の就労手続き簡素化：中国内登記企業が条件に合致する外国人材を雇用する場合は2営業日以内にビザ発行
	3) 外資の合法的権益保護
	3-1) 商業機密等権益侵害、商標侵害、海賊版等不法行為の厳格な取締り
	3-2) 知財権侵害への法定賠償額の上限の大幅な引き上げ
	4) 外資利用への国家級開発区のプラットフォーム機能の強化、外資利用モデルとしてのレベル向上
	5) 銀行融資、土地、社会保険等支援政策整備による、企業経営コスト引下げ
6/15	国务院「外資を積極的に有効利用し、経済の高質な発展を推進する若干の措置」に関する通知（国発〔2018〕19号）
	(1) 大幅な市場参入緩和と投資の自由化レベル向上
	1) ネガティブリスト管理制度と内国民待遇の全面实施
	2) 金融市場開放の段階的拡大
	・適格海外機関投資家(QFII)と人民元適格海外機関投資家(RQFII)の規定整備
	・原油先物市場構築、鉄鉱石等先物への海外投資家参加推進
	・条件を満たす国内企業の海外上場支援
	・外資金融機関の地方政府債券引受けの参画支援
	3) サービス分野の開放推進
	・交通運輸、商業物流、専門性サービス等分野での外資参入規制緩和・廃止
	・自由貿易試験区での通信、文化、観光等分野の対外開放拡大
	4) 農業、鉱業、製造業の開放拡大：農業、石炭・非鉄金属鉱等採掘業、自動車、船舶、航空機等製造業の外資参入規制緩和・廃止
	(2) 管理制度の改革と投資の利便性向上
	5) 外資への管理制度改革推進：ネガティブリスト内の投資総額10億ドル以下の外資企業設立・変更の認可と管理権限を商務部から省政府に移譲。ネガティブリスト以外での外資企業の商務部への届出、工商登記をワンストップで処理
	6) 外資企業の資金運用の利便性向上
	7) 外国人材の訪中業務の利便性向上
	8) 外国人材の出入国の利便性の向上：条件を満たす場合、5～10年間有効のマルチビザ（1回の滞在期間は180日を越えない）2営業日以内で発行、ビザ料金・特急料金免除

	(3)外資投資誘致の質の向上
	9)誘致の方向性改善:外資の先端技術と管理経験の積極的吸収、海南自由貿易港への外資参画支援、近代的農業、生態建設、先端製造業、近代的サービス業、中西部への誘導。外国投資者の中国国内利潤の再投資及び先進的サービス業への投資に対する税制優遇
	10)外商投資イノベーション発展支援:外資R&D強化、ハイテク分野への投資支援
	11)外資のM&A投資奨励:市場原理に基づく地方政府のM&A情報バンク設立奨励、国内企業の国際協力への参加奨励、条件を満たす外国投資家の国内上場企業への投資認可
	12)外商投資企業の経営コスト引き下げ:製造業の工場増設、改造、集約などで各地方政府が土地料金の再徴集を行わないことを容認。多国間社会保障協定調印作業を加速、企業と従業員の社会保障費二重徴集回避
	13)投資促進支援:各地方政府による投資促進支援資金を奨励
	(4)投資保護レベルの向上
	14)知的財産権保護の強化:法定賠償金額の上限の大幅引上げ。侵害取締り強化。各政府当局が行政的手段で技術移転を強制することを禁止
	15)合法的権益保護:外商投資企業通報・部門間調整制度による中央政府所管政策・制度問題の解決、各部門の地方所管部門への指導による外商投資企業の不公平待遇問題の適時の解決
	(5)開放地域配置の最適化と外資の中西部等への誘導
	16)資金調達ルート拡大
	17)外商投資企業の物流コスト低減
	18)辺境地区の投資誘致
	19)西部地区の投資協力の新たな仕組み
	(6)国家級開発区のグレードアップ・イノベーション推進
	20)開発区の外資総合サービスの最適化:国際的経験に基づく外商投資企業の開発区内エリア運営参画奨励
	21)開発区のモデル機能による外資利用レベルアップ
	22)開発区の外資導入・金融支援強化
	23)東部・中西部の双方向協力
6/28	「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)2018年版」公表(国家発展改革委員会、商務部令 第18号)
	○2017年版の63項目が48項目に縮減(改善点は、主に以下)
	・自動車製造:特殊車両、新エネ車の完成製造の外資出資比率規制を2018年に廃止し、商用車の外資出資比率規制を2020年に廃止し、乗用車の外資出資比率規制と合資先が2社を超えない制限を2022年に廃止
	・航空機の設計、製造、メンテは合資合作に限るとする制限を廃止
	・国際海上輸送会社は合資合作に限るとする制限を廃止
	・ガソリンスタンドで、同一の外国投資者が30支店以上の、複数の業者から複数の種類の石油製品の供給を受けたチェーンを展開するときは、その経営は中国側株式支配とする制限を廃止
	・中国系銀行の外資の単一株主の持ち株比率が20%を超えず、外資の合計持ち株比率が25%を超えないとする制限を廃止
	・証券会社、証券投資ファンド管理会社を2018年に、中国側株式支配から外資比率が51%を超えないとするに改め、2021年に外資出資比率規制を廃止
	・生命保険会社の外資比率を50%から51%に緩和し、2021年に外資出資比率規制を廃止、ほか
6/30	「自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)2018年版」公表(国家発展改革委員会、商務部令 第19号)
	○2017年版の95項目が45項目に縮減(改善点は、主に以下)
	・石油・天然ガス採掘分野では合資・合作に限るとする規制を廃止
	・外資の放射性鉱産物の精錬・加工及び核燃料生産の禁止規定を廃止
	・上海自由貿易区で実施されていた付加価値通信業務をすべての自由貿易試験区に開放
	・栽培業、文化等の分野の規制緩和
7/18	権限移譲の改革とビジネス環境の改善は大きな成果を得たが、より公平な市場環境を創造する
	・ビジネス環境の評価作業を全国的に順次展開し、地方政府の責任を強化、奨励拡大

8/16	(公有制経済を堅持し)民間経済を奨励することをあらためて要求
	・民間投資が養老・医療等分野に参入する際の付加条件を廃止または減らし、土地、資金、人材等の面での課題解決支援、事中・事後の管理監督強化、公平な市場競争環境を構築する
9/6	国務院常務会議で「特許代理条例(修正草案)」了承、特許代理の専門化、市場化を推進
	・11/13国務院政策定例説明会にて、2019年3月1日施行と公表
9/12	「企業登記と営業許可の分離」改革(上海自由貿易試験区等で試行した権限移譲)の全国普及により「参入はできたが営業が難しい」という課題解決へ
	1)11/10～全国で企業関係の行政許認可事項約100項目の「営業許可先行、登記数削減」改革を実施
	2)廃止は不可能で事中・事後の監督で是正可能な認可事項は「承諾告知制」実施
	3)公衆の健康・安全に関わる等「承諾告知制」に適さない認可事項は申告書類・手続き減少、認可時間短縮、透明度向上等。
9/12	工業製品の生産許可証を減らし、認可手続きを簡素化
	1)工業製品14種の生産許可証廃止、生産許可証管理製品は38種から24種に
	2)認可手続きを簡素化:事前製品検査は、企業が申請時に提出する「製品検査合格報告」に変更
9/30	国務院「工業製品生産許可証管理リストの更なる縮減と審査認可プロセス簡素化に関する決定」(国発[2018]33号)
	・工業製品14種(港湾積み降ろし機、コンプレッサー、制冷機等)許可証廃止、4種(内燃機、摩擦材料・シール製品等)国から省へ移管
	・11/27国家市場監督管理総局「工業製品生産許可証実施通則及び各工業製品生産許可証実施細則」に関する公告(2018年 第26号)、12/1から実施
9/18	対外開放を一層拡大し輸出入の安定成長を維持するため、貿易利便化を推進
	・通関所要時間と管理書類を3分の1減らし、通関費用を引下げ
	・11/1までに通関検査の必要書類を原則ネット化
	・年末までに通関での政府徴収費用リストを作成、リスト外は徴収を認めないことに
9/26	通関業務の利便化決定
	・11/1までに輸入手続き上の検査が必要な確認書類を86種から48種に減少
10/10	国務院「営業許可・登記分離改革の全国展開に関する通知」(国発[2018]35号)
	・行政許認可項目106(第一次)についての簡素化4分類(許認可廃止2、届出への変更1、告知承諾19、参入サービス最適化84)の改革を通知。
10/29	企業の発展を制約する障壁の解消
	1)民間資本の市場参入規制の一層緩和:市場参入ネガティブリスト新バージョンを年末までに改定・公表、外商投資参入ネガティブリスト以外の外商投資参入規制を2019年3月までに全て撤廃、内外資参入基準を統一
	2)行政許可事項の一層削減:新たな行政許可事項リストを2019年3月までに公布
	3)企業の投資認可を一層簡素化:各種投資認可の完全なオンライン処理実現、年末までに企業登録抹消手続きの改革措置公布
	4)企業の税負担軽減
	5)政府サービス機能の一層の向上:随意の執行や画一的執行の取締り
11/2	世界銀行「2019年ビジネス環境報告—改革促進のためのトレーニング強化」
	・中国の評価は(128カ国・地域中)78位から46位に上昇したものの、国務院の査察によればビジネス環境改善の余地は大。国際スタンダードに照らし、一層の努力が必要。査察過程の各方面の意見を検討し、改善すべきは早期に改善。
11/6	国務院弁公庁「企業の関心に焦点を当てたビジネス環境改善政策の更なる推進に関する通知」(国弁発[2018]104号)
	【1】各種の不合理な障害と規制を断固打破し、公平な競争市場環境をつくる
	1)民間資本の市場参入規制を更に減らす
	2)中小企業の資金調達難、高コスト問題を緩和する
	3)地方保護と行政の独占行為を整理する
	4)誠意・信用ある政府建設を強化する

	【2】外商投資と貿易の円滑化を推進し、対外開放レベルを向上させる
	5)外商投資企業の公平な待遇の確実な保障:
	・国家発展改革委員会、商務部は、2019年3月末までに外商投資参入ネガティブリスト以外で外資に設定された参入制限を全面的に撤廃し、市場参入基準の内外資同一化を実現、オンラインを主とする外商投資管理制度を実施、外商投資企業の政府調達、資金補助、資格許可等での待遇の公平性に対する特別査察を組織する
	・商務部は2018年末までに省レベルでの外商投資企業のクレーム処理メカニズム整備を督促し、適時に外商投資企業の問題を解決しフィードバックする
	・商務部、発展改革委、司法部は各地方、各部門において2019年に現行の開放政策と整合しない法規・規則や合成文書の廃止或いは修正を終える
	・司法部、商務部、発展改革委は、内外資に関する法律・法規の統一を加速し、外商投資の基本的法律を制定する
	6)外商投資を一層促進する
	・発展改革委は関連部門と共に、重大な外商投資プロジェクト建設を積極的に推進し、条件に合致する外商投資プロジェクトを重大建設プロジェクトに盛り込み、或いは申請プロセスを経て関連産業計画への列挙の加速、土地・海域利用審査批准のサポート、環境影響評価の加速により、プロジェクト実施を推進する
	・発展改革委と商務部は、2019年3月末までに「外商投資産業指導目録」と「中西部外商投資優位性産業目録」の改正を終え、外商投資奨励範囲を拡大する
	・財政部、税務総局、発展改革委、商務部は、2018年末までの税收政策等の策定により、外商再投資への所得税の暫時免除対象を奨励類から非禁止類に拡大するよう各地方を督促する
	7)輸出入の正規コストの低減と通関円滑化の推進
	8)輸出税還付政策の改善、還付速度の加速
	【3】審査批准サービスの質の継続的レベルアップ、実務効率の向上
	9)企業投資審査批准の更なる簡略化
	10)商事制度改革の深化
	11)行政許可事項の更なる縮減
	12)政務サービスリスト策定加速と政務サービスの標準化推進
	【4】企業の税・費用負担の更なる軽減、企業の生産経営コスト削減
	13)物流、認証、検閲・検査・測定、公共事業等サービス料金の整理
	14)政務部門所属事業体、産業協会・商会、仲介機構等の費用徴収行為乱発の整理
	15)企業活動に関わる保証金や社会保障費率の規範化
	【5】財産権保護の強化と起業・イノベーションのための良好な環境
	16)知財権保護システム構築の加速
	17)財産権保護措置実施の加速
	【6】事中・事後の監督管理の強化・規範化、良好な市場秩序の維持
	18)事中・事後監督管理の強化
	19)市場監督管理方式のイノベーション
	20)一律規制執行の修正、自由裁量権の規範化
	【7】指導の強化、業務分担の更なる明確化
	21)認識の向上、実行すべき責任の更なる明確化
	22)地方政府の責任の履行
	23)ビジネス環境評価
	・発展改革委は2018年末までにビジネス環境評価メカニズム構築をリードし、第三者評価等の導入を経て22都市で評価を試行する。2019年には各省・市・自治区及び計画単列都市、副省級都市、省都所在都市、若干の地区級都市でビジネス環境評価を展開し、「中国ビジネス環境報告」を編纂発表する。2020年には全国の地区級以上の都市でビジネス環境評価を展開する
	24)政策決定・実施の科学性と透明性を増強する
	25)政策PRと解説の強化と世論誘導
	26)政策実施の督促・検査の強化

11/14	中国共産党中央 改革深化委員会第5回会議採択 「市場主体撤退制度改善加速改革方案」 「政府調達制度改革深化方案」
11/21	越境電子商取引(EC)等の新たなビジネスモデル発展加速、輸出入の安定成長による消費と雇用の拡大 1)越境ECの小口輸入に対する猶予政策(越境EC企業の輸入商品に対する認可や登記の免除等)を2019年1月1日以降も継続 2)政策適用範囲を杭州等15都市から、北京、瀋陽、南京、武漢、西安、アモイ等を含む22越境EC総合試験区都市に拡大 3)越境EC輸入リスト商品の限度額内でのゼロ関税、輸入増値税と消費税は法定納税額の70%で徴収、国民のニーズの高い63品目を追加 4)国際ルールに基づいた越境EC企業輸出支援 5)包摂的監督管理原則による公平な競争と市場秩序維持、消費者権利保護
11/23	国務院「自由貿易試験区の改革・イノベーション深化支援の若干の措置に関する通知」国発[2018]38号 ・自由貿易試験区の自主裁量権拡大53項目(以下例示) ・自由貿易試験区内で医療機関が配置する乙類大型医療用設備には「告知承諾制」を実施 ・自由貿易試験区では、非特殊用途の化粧品輸入には(許可制でなく)届出制を試行する
11/28	ビジネス環境最適化進捗の報告を受け、「中国ビジネス環境評価」展開を決定 ・世界銀行の基準にマッチし、中国的特色の原則に基づき、企業開設、建築許可、融資獲得、納税、破産手続き、知財権保護に関し、中国的ビジネス環境評価を実施
11/30	商務部、発展改革委、財政部、税関総署、税務総局、国家市場監督管理総局「越境EC輸入監督管理関連業務の改善に関する通知」商財発[2018]486号 ・「暫定的に個人による物品」の「暫定的に」を削除 ・2019年1月1日から一人1回の取引額制限を2,000元から5,000元に、一人1年の取引額合計の上限を20,000元から26,000元に上方修正
12/21	中国共産党「中央経済工作会議」による2019年の経済政策の重点任務 1)製造業の高度化発展:先端製造業と近代的サービス業の融合、ゾンビ企業処理加速 2)強大な国内市場形成:教育、育児、養老、医療、文化、観光などサービス業の発展加速、製造業の技術改造・設備更新、5G実用化、AI・IoT等新規インフラ建設、都市交通・物流・都市インフラ等の投資強化 3)農村振興戦略強化 4)地域協調発展推進 5)経済体制改革促進 6)全方位的対外開放の促進:商品等要素流動の開放から規則等制度の開放への転換、市場参入緩和、参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理の全面实施、外資の合法的権益特に知財権保護、多くの分野の外資の独資経営を許容、「一帯一路」共同推進、人類運命共同体構築推進、WTO改革への積極的参画、貿易・投資の自由化・円滑化促進、中米首脳会談の合意に基づく中米通商交渉の推進 7)民生改善と保障:雇用最重要視、養老介護システム整備、大都市での養老院の入所難問題解決、社会保障制度改革深化、年金(養老保険)の全国統合加速、地方政府による各地の実情に沿った住宅市場システム整備
12/21	権限移譲・管理・サービス(「放管服」)改革の継続深化、ビジネス環境改善 1)これまでのモデル試行の上での企業銀行口座開設認可の2019年末までの全面廃止、届出制に 2)知財権審査効率向上 3)今後2年で「ランダム検査と情報公開」を市場監督管理分野に拡大、常態化
2019/1/2	ビジネス環境改善の問題点である「企業登記抹消難」の解決 1)登記抹消手続きの簡素化 ・登記抹消清算団の届出や債権者公告の官報発表等を国家信用情報公示システムを通じて無料で公告・公示することに改める ・登記抹消書類を大幅に減らし、清算報告に必須の要件の提出のみとする ・公告期間は45日から20日に変更する ・簡易抹消により終結した企業が条件を満たした後に再度簡易登録申請することを認める 2)税務、社会保険、商務、通関等抹消手続きの簡素化 ・税務抹消の分類整理を進め、税務機関からインボイスを受領していない、或いは未納税のない納税者は税の清算手続きを免除し直接簡易抹消を申請 ・社会保険料の未払いのない企業は社会保険登記抹消手続きを同時進行

2. 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言（合同訪中団）」要点(1)

日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言（合同訪中団）」要点(1)			
(☛:要改善点 ◎改善への評価)			
	2016年	2017年	2018年
① 外資規制全般	☛ネガティブリストの縮減・簡素化、外資出資比率制限縮減・撤廃、国有資産買収規制縮減・撤廃など要望	◎外資制限・禁止項目(ネガティブリスト)の93から63への縮減を評価	◎全国版の外資制限・禁止項目(ネガティブリスト)の63から48へ、自由貿易試験区のネガティブリスト項目の95から45への縮減を評価
	☛地方間の不統一、関係部門間の理解の相違	◎ネガティブリスト項目以外の設立・変更の届出制への転換、国務院通知での規制緩和方針明確化を評価	◎2021年までに金融分野、2022年までに乗用車製造分野の出資制限の撤廃が発表されたことを改善点として評価
		☛規則上は可能であっても明文化されていない「見えない規制」が政府部門ごとにある	◎当初は上海自由貿易試験区に限定されていた開放策が全国の自由貿易試験区にも適用された改善を評価 ◎中央政府の行政手続きの簡素化の改革展開により各地方政府での対応が進んだことを評価
② 企業再編等・行政手続き	☛外資系企業の清算、譲渡などの規制は厳しく、手続きが煩雑で、事業再編が極めて難しい結果、新たな投資を制約する要因となっている	◎「ネガティブリスト」対象外の商務部門での増資、減資手続きの簡便化、設立・変更届出の電子データ化等の改善を評価	
		◎企業合併審査手続きでは商務部への事前相談を可能とする法案が検討されていることを改善点として評価	
		☛減資、出資権譲渡、合併・分割・清算、税務登記抹消等企業再編関連のしるしや、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編関連法制の整備と運用の弾力化が必要(継続的課題)	
	☛企業運営上の各種許認可や諸手続き等は、それらの範囲、内容等が各都市によって異なっており、混乱回避のためには統一した運用が必要である(継続課題)		
	☛各種通達が突発的に公布されることがあるが、対応への準備期間の十分な確保が必要(継続課題)		
③ 外為管理・金融規制	☛都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用の計画等、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるような配慮が必要(継続的課題)		
	☛行政区を跨る事業所の移転等に際し、税務署による「発票」の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等で手続き遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みが必要(継続的課題)		
	☛既往の「投注差」規制による資金調達難。長期借入枠制限等の撤廃を要望		◎外商投資企業の外債管理につき、「投注差」と「マクロブルーデンス(外債上限額をB/Sの純資産額に基づき算出)」の2方式からの選択が可能となったことを改善点として評価
	☛日本への送金等での当局の許認可が多過ぎる	☛外為管理・金融取引に関する規制は順次緩和の方向にあったが、2016年末から2017年初に掛けて海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた後、再度緩和の方向に転じたものの、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうものであり、外為管理政策や、金融機関が行っている行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化が必要	
	既述	既述	☛三国間貿易取引で決済できない事例が出ている ☛人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一されることを望む。また、人民元売り・外貨買の為替予約を行う場合、外貨買い後5日以内に送金を実施する必要があり、為替リスクヘッジの妨げになる ☛個人の外貨から人民元への両替について年間5万米ドルの兌換枠が過去10年以上変更されておらず、企業派遣の留学生等は兌換枠拡大の個別申請を余儀なくされている ☛長期借入枠制限や銀监会(CBRC)指導に基づく短期運転資金借入のロールオーバー制限等が企業の資金繰りの自由度を妨げている。 ☛人民元建て域外貸付は、最低預け入れ期間・貸付期限6ヶ月、ロールオーバー回数1回のみ、貸付先での外貨転の禁止等の定めがあるが、各地の外貨管理局で承認基準が異なっている

3. 日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言（合同訪中団）」要点(2)

日中経済協会「中国ビジネス環境改善への提言（合同訪中団）」要点(2)		
2017	2017→2018の動き	2018
<p>・知的財産権保護の徹底・拡充</p> <p>➢ 日中両国の発展には次世代先端技術の交流が重要になるが、その前提となる知的財産の保護とその徹底をお願いしたい。</p>	<p>○2018年4月、習近平主席はボアオ・アジア・フォーラムの基調講演で、知的財産権保護の強化は、新しい時代の中国の、開放かつ拡大の四つの重要な措置の一つであると述べ、中国が法に基づき厳しく知財権を保護する立場を世界に発信。</p>	<p>・知的財産権保護の徹底・拡充</p> <p>・該当要望なし。 ・一定の進展があったと評価される。</p>
<p>➢ 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。</p>	<p>・改善見られず。</p>	<p>➢ 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。</p>
<p>➢ 現行の法制度では対応が難しい商業秘密保護関連の法整備や、模倣品・権利侵害品に対する訴訟前・訴訟中の証拠保全手続き等を確立願いたい。</p>	<p>○2018年1月改正不正競争防止法が施行。従来対応が難しかった商業秘密保護関連の法整備や、模倣品・権利侵害品への対応が進んだ他、違反行為の罰則を定めて、行政監督機関に捜査権限が与えられた。</p>	<p>・該当要望なし。 ・一定の進展があったと評価される。</p>
<p>➢ 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やかかつ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応するようお願いしたい。</p>	<p>・改善見られず。</p>	<p>➢ 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やかかつ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応願いたい。</p>
<p>➢ 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断を行って頂く等、第三者による不正な使用・登録・輸出（OEM製造）を排除する仕組みの整備を進めて頂きたい。</p>	<p>・改善見られず。</p>	<p>➢ 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断をして頂く等、第三者による不正な使用・登録・輸出（OEM製造）を排除する仕組みの整備を進めて頂きたい。</p>
	<p>・新規要望項目</p>	<p>➢ 日中特許審査ハイウェイ（PPH）の利用時に求められる、対象出願案件が公開されていること等の申請条件の緩和を要望する。また、専利優先審査管理弁法等、その他の早期権利化制度についても、対象範囲や手続き条件を緩和して外国企業にも使い易くして頂くよう要望する。</p>
	<p>・新規要望項目</p>	<p>➢ 知的財産権の行使が独占禁止法違反となる場合について、複数の機関が個別に運用等の規定案を出しており、当局の裁量によって知財権保有者の権利行使が制約される恐れがある。各国の法令の制度及び運用を踏まえて整合的な法令及び統一的なガイドラインを制定頂くよう要望する。</p>
	<p>・新規要望項目</p>	<p>➢ 実態審査なしで登録される実用新案については、訴訟等権利行使時に国家知識産権局による評価報告書の提出を義務付けるよう要望する。</p>
	<p>・新規要望項目</p>	<p>➢ 第4回専利法改正案に含まれる「部分意匠の導入」及び「意匠保護期間の延長」の早期施行に期待すると共に、意匠出願に対する審査主義（実体審査）の導入を要望する。さらに、冒認出願対策、秘密意匠の導入、新規性喪失の例外の適用が認められる場合のうち、自己開示によるものの範囲の拡大（特許権及び意匠保護権の拡大）等の諸施策に関する改善を要望する。</p>
	<p>・新規要望項目</p>	<p>➢ 外資企業の対中進出に際して技術の提供を求めたり、ライセンス契約に制限を設けたりといった行為が、WTOのルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則したビジネス環境を実現するための更なる制度改善を期待したい。</p>
<p>・政府調達市場における公平性・公開性の改善</p> <p>➢ WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第8次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した加盟への取組みを評価する。しかしながら、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合があるほか、米国、EUの公共調達では中国を念頭に置いた制裁条項が検討されている。こうした問題を解決する為、中国の早期GPA加盟実現を希望する。</p>	<p>2017→2018の動き</p> <p>○2018年4月習近平主席がボアオ・アジア・フォーラムで「GPA加盟プロセスの加速」に言及。中国財政部がWTOへの改訂オファー提出の意向を表明。</p>	<p>・政府調達市場における公平性・公開性の改善</p> <p>➢ WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第8次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した取組みに拘らず、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合がある。2018年4月、習近平主席がボアオ・アジア・フォーラムの演説で、GPAへの早急な加盟を目指すことを心強く思うと共に、中国のGPA加盟実現を期待している。</p>
<p>➢ 大型商業プロジェクトの公開入札は情報開示期間が短く、情報不足で参加できない外資企業がある。政府管理下の入札では、内・外資企業間の公平性・公開性を確保して頂きたい。</p>	<p>○2017年12月國務院弁公庁がオンラインによる政府調達情報公開を推奨。</p>	<p>・該当要望なし。 ・一定の進展があったと評価される。</p>
<p>➢ 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限の撤廃を要望する。また、環境保護及び気候変動対策に貢献する物品について関税撤廃を目指す環境物品協定（EGA: Environmental Goods Agreement）交渉の早期再開・妥結を要望する。</p>	<p>・改善見られず。 ・項目分割。</p>	<p>➢ 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限の撤廃を要望する。また、両「リスト」では持続的供給の保証とリスト有効期間内の供給義務が求められるが、技術サイクルが速いIT製品群は、リスト更新のタイミングが合わないケースが多い。リスト更新期間の短縮と、適合製品を企業側が追加出来る仕組みの構築を要望する。</p> <p>➢ 環境保護及び気候変動対策に貢献する物品について関税撤廃を目指す環境物品協定（EGA: Environmental Goods Agreement）交渉の早期再開・妥結を要望する。</p>
<p>・日中韓 FTA、RCEP 交渉における政府調達章の追加</p> <p>➢ 日中韓FTAやRCEPの交渉が始まり、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。RCEP および日中韓 FTA交渉に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことで、高いレベルで地方府県機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを希望する。</p>	<p>2017→2018の動き</p> <p>○2018年11月14日の第2回RCEP首脳会議において、政府調達章を含む5章について妥結し、これまでに妥結した項目は全7章となった。同時に、残りの交渉を加速して2019年に妥結する決意を示した。</p>	<p>・RCEP、日中韓 FTA交渉における政府調達章の追加</p> <p>➢ RCEPや日中韓FTAの交渉が進み、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。RCEP および日中韓 FTA交渉に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことで、高いレベルで地方府県機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを希望する。</p>

4. 第2回日中スマート製造交流セミナー（概要）

- 1) 日時：2018年12月17日（月）13:20～18:00
- 2) 会場：北京国際芸苑皇冠假日飯店（Crowne Plaza Beijing Wangfujing）
地下1階 芸苑宴会庁（北京市東城区王府井大街48号）
- 3) 主催：日方 日中経済協会、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）
中方 中国電子情報産業発展研究院（CCID）

「第2回日中スマート製造交流セミナー」議事次第（案）

12:50	開場
13:20～13:30	開会・来賓紹介（司会：賽迪研究院世界工業研究所長 秦海林）
13:30～13:40	主催者挨拶（各5分） 工業信息化部賽迪研究院副院長 宋顕珠 日中経済協会北京事務所長 岩永正嗣
13:40～14:00	[Part1] 政策解説：スマート製造発展の関連サポート施策（各10分） 工業信息化部装備工業司副司長 王瑞華 「スマート製造産業の発展と関連政策の解説」 経済産業省大臣官房審議官（製造産業局担当） 上田洋二 「“Connected Industries” 実現に向けた日本のスマート製造の取組」
14:00～15:00	[Part2] 企業における取組①（各10分×4社） 東芝デジタルソリューションズ株式会社インダストリアルソリューション事業部事業部長 岡田俊輔 「ものづくりの高度化へ向けた東芝のデジタル化戦略と活用事例」 華為集団標準・産業部首席規劃専門家 史揚 「中国スマート製造の新モデルと新業態の探索」 日立（中国）有限公司スマート製造事業推進本部・高級総経理 畑中長則 「次世代製造・流通プラットフォームに向けた日立の取組み：日立が考えるスマートマニュファクチャリング」 中国機械工程学会知識中心副主任 林雪萍 「中国製造業の転換・高度化におけるスマート製造」 自由討論（20分）
15:00～15:15	コーヒーブレイク （以降司会：新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）北京事務所長 大川龍郎）
15:15～16:15	[Part3] 企業における取組②（各10分×4社） 航天クラウド科技發展有限責任公司航天スマート製造副総経理 侯宝存 「航天クラウドにおける最新のスマート製造実戦（仮題）」 三菱電機株式会社執行役員 中国総代表、三菱電機（中国）有限公司董事長兼総経理 富澤克行 「智創 共生：以価値創造助力中国製造」 ハイアール工業スマート研究院科学技術運營総監 任涛林 「飛躍的發展 中国モデルを世界の舞台へ：ハイアール COSMOPlat のイノベーションと実践」 株式会社安川電機モーションコントロール事業部応用技術部長 今永一弘 「安川電機スマートファクトリ実現への取組み」 自由討論（20分）
16:15～16:45	[Part4] 産学官プラットフォームの構築（各15分×専門家2名） ロボット革命イニシアティブ協議会事務局長 久保智彰 「日本のスマート製造に関する産学官プラットフォーム」 賽迪顧問股份有限公司副総裁 董凱 「2019年の中国スマート製造発展における10大傾向分析」
16:45～17:35	[Part5] スマート製造分野の国際標準化（各15分×専門家2名） 東京大学名誉教授 木村文彦 「スマート製造における国際標準化の動向と日本の活動」 中国自動車技術研究中心標準化研究所首席専門家 王兆 「スマート・コネクティッドカーの標準体系構築情勢」 自由討論（20分）
17:35～17:45	総括・閉会挨拶（各5分）
17:45	記念撮影、閉会

5. 化学品管理と環境規制ワークショップ（概要）

1) 日時：2019年1月22日（火）9：00～17：00

2) 場所：北京・東方花園飯店3階牡丹庁

3) 議事次第：

時間	内容
午前	司会：趙永松（日本商会工業部会第三分科会化学グループメンバー）
9:00～9:05	注意事項説明＋来賓紹介（司会）
9:05～9:15	開幕挨拶 ○ 鄒塚敏昭（中国日本商会 工業部会第三分科会化学グループ長） ○ 福永茂和（日本在中国大使館 經濟部参事官）
9:15～9:50	① 危険化学品登記の進捗 ----- 陳軍（应急管理庁化学品登記中心登記管理处高級工程師）
9:50～10:25	② 危険貨物道路輸送規則解説 ----- 吳金中（交通運輸部道路科学研究院教授級高級工程師）
10:25～10:45	ティーブレイク
10:45～11:20	③ JT617 の新たな規定と企業の対応策 ---- 李運才（应急管理庁化学品登記中心鑑別分類部主任） （急用により本人指定の代理が講演）
11:20～11:55	④ 危険化学品重大危険源識別 GB18218-2018 解説 ----- 師立晨（中国安全生産科学研究院危険化学品安全技術研究所教授級高級工程師）
11:55～12:15	Q&A
午後	司会：王氷（AICM 産業政策促進委員会区域間法規制交流プラットフォーム責任者）
13:15～13:50	⑤ 固体廃棄物処理政策法規制動向 ----- 周強（生態環境部固体廃棄物化学品管理技術中心高級工程師）
13:50～14:25	⑥ 新規化学物質法規制最新動向 ----- 劉曉建（生態環境部固体廃棄物化学品管理技術中心審査登記部工程師）
14:25～15:00	⑦ 汚染防止堅壘攻略戦及び影響 ----- 李曉亮（生態環境部環境規画院環境政策部産業環境政策研究室主任）
15:00～15:20	ティーブレイク
15:20～15:55	⑧ 環境保護政策の中国化学工業への影響 ----- 莊相寧（中国石油化学工業連合会品質安全環境保護部副主任）
15:55～16:30	⑨ 既存化学物質法規制最新動向 ----- 王燕飛（生態環境部固体廃棄物化学品管理技術中心化学品管理技術部高級工程師）
16:30～16:55	Q&A
16:55～17:00	総括 徐琨（AICM 産業政策促進委員会主席）

6. 中日医療器械監管交流会（概要）

1) 日時：2018年12月26日（火）14：00～17：50

2) 場所：長富宮飯店「芙蓉庁」

3) 議事概要：

- ◆司会：中国日本商会ライフサイエンスグループ/中国医療機器連絡会
芦立副会長（旭化成医療機器〔杭州〕）、上田副会長（日本光電）
- ◆あいさつ（要旨）
 - 中国日本商会ライフサイエンスグループ 堀江会長（旭化成医薬科技〔北京〕）：
 - 中国食品薬品国際交流中心（中国側主催者）薛斌主任
 - 在中国日本国大使館 林参事官
 - 日中経済協会 岩永所長
- ◆講演①「中国における医療機器市販後管理監督の法規」（要旨）
王 XIN 国家薬品监督管理局（NMPA）医療器械監督司監督一処 処長
- ◆講演②「日本における医療機器の市販後安全対策の制度」（要旨）
岩瀬 厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課副作用情報専門官
- ◆講演③「中国医療機器審査状況の紹介と改革策」
蘆忠 国家薬品监督管理局医療器械技術審評センター副主任
- ◆講演④「医療機器&IVD承認審査効率化に向けた取り組みについて（2018）」
独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）木下審議役

7. 2019 年中日化粧品法規技術交流会（概要）

- 1) 日時：2019 年 2 月 20 日（水） 08:30-12:30
- 2) 場所：北京万達文華大酒店
- 3) 主催：日本化粧品工業連合会、中国香料香精化粧品工業会
共催：中国日本商会化粧品連絡会
協力：日中経済協会
- 4) プログラム：
 - 08:30-09:00 受付
 - 09:00-09:15 開催ご挨拶
在中国日本国大使館 一等書記官 羽野嘉朗
中国香料香精化粧品工業協会 (CAFFCI) 理事長 陳少軍
日本化粧品工業連合会 (JCIA) 専務理事 山本順二
 - 09:15-10:05 講演 I：日本化粧品工業連合会 専務理事 山本順二
テーマ：日本の医薬部外品制度の概要
(薬用化粧品を中心に～)
 - 10:05-10:35 講演 II：日本化粧品工業連合会中国 WG リーダー 高橋理佳
テーマ：日本薬用化粧品における効能効果評価について
 - 10:35-10:55 休憩
 - 10:55-11:40 講演 III：中国国家薬品管理局化粧品管理監督司 処長 戚柳斌
テーマ：中国における化粧品新原料管理の考え方について
 - 11:40-12:20 質疑応答
 - 12:20-12:30 まとめ及び閉会のあいさつ
日本化粧品工業連合会中国 WG 長 高橋理佳
中国国家薬品管理局化粧品管理監督司 副司長 李金菊

8. 中国の国際標準化活動組織例

◆IEEE 中国

- ・ 1984 年設立
- ・ 会員数 15,000 (大多数は高等教育機関及び科学研究機構。学生会員約 4,000)
- ・ 毎年中国において 100 件以上の国際専門技術会議を開催
- ・ 2017 年現在、8 地方分会設置

◆スマート製造関連 国際標準プロジェクト例

P2672 : Guide for General Requirements of Mass Customization

○Working Group: Mass Customization Working Group (G/SAB/MC_WG)

○Contact Information for Working Group Chair

○Name: Sha Wei (葦莎 : 中国電子技術標準化研究院、応用技術研究室主任、博士、女性)

Email Address: weisha@cesi.cn

Phone: 86-10-67831837

9. 日中経済協会「21世紀日中関係展望委員会（第15回）提言書」

◆タイトル：世界経済秩序の確立とイノベーションの新展開 ー日中協力の新たな指針ー

◆目次：

はじめに

提言の重点

1. 世界経済の構造的変化と秩序の確立
 - (1) 世界経済の成長と貿易摩擦
 - (2) 地政学リスクと経済成長への影響
 - (3) 米中貿易摩擦とその対応
 - (4) 新たな国際自由貿易・経済体制の形成
2. 日中の経済構造及びビジネス環境の持続的改革
 - (1) 日中経済協力の環境改善への評価
 - (2) 投資環境の国際ルールとの整合
 - (3) 知的財産権保護の実効性向上
 - (4) 輸入拡大への取組み
3. イノベーションに向けた日中協力の展開
 - (1) 世界規模で急展開するイノベーション
 - (2) 日中が挑むイノベーション改革
 - (3) 日中イノベーション協力の新境地
 - (4) 日中協力の新展開に向けた環境整備
4. アジア経済の新展開と日中協力
 - (1) アジアでの質の高い自由貿易体制の構築
 - (2) 第三国市場展開に向けた日中パートナーシップ
 - (3) エネルギー・環境協力
 - (4) 拡がる観光協力
 - (5) 2025年国際博覧会の誘致

おわりに

21世紀日中関係展望委員会名簿

これまでの提言

◆2章本文を以下に抜粋：

(全文公開ホームページ：

<http://www.jc-web.or.jp/jcea/files/lib/6/248/201809131728598748.pdf>)

【2. 日中の経済構造及びビジネス環境の持続的改革】

(1) 日中経済協力の環境改善への評価

①中国の産業構造の更なる改革

今年3月の全国人民代表大会で、中国が2016年以来取り組んで来た「過剰生産能力・不動産在庫・レバレッジの解消、企業コストの削減、そして脆弱部分の補強」という、供給サイド改革5大任務について、その達成成果が報告された。我々としても、中でも、鉄鋼分野などでは、政府当局の強力な指導の下で着実な過剰生産能力削減が進められていることを評価したい。過剰生産能力問題を抑止する観点から効果的かつ価値ある枠組となっている鉄鋼グローバル・フォーラムについて、日中両国の協力の下で、その取り組みが将来的にも継続されることを期待する。

我々は鉄鋼分野を含め、更なる構造調整が進むことを期待している。その際、将来の過剰生産能力の顕在化が予見される設備投資を抑制するメカニズムの確立が重要である。また、供給サイド改革の中核的課題である国有企業改革を含め、資源配分においては、市場が決定

的な役割を担うことを明記した第 18 期三中全会の決定に則した価格決定メカニズムへの速やかな移行を目指すべきである。そのためには、公正な競争の確保と市場関係者に対する明確な情報提供が不可欠である。

なお、最近の景気減速懸念に対処するため、財政出動を含む短期的な景気刺激策が進められている。その実行にあたっては、これまでの構造改革の流れが途切れずに継続されることを期待している。

②日本の産業構造の更なる改革

日本においては、急速な少子高齢化が進行する中で持続可能な経済発展を確保するためには、女性や高齢者の労働参加の促進、外国人技能者・技術者の受入れ拡大が必要である。同時に、第 4 次産業革命に代表されるデジタルツールやロボット等の活用による省力化、人や物の往来を効率化し移動時間と費用を削減できるインフラの整備などの生産性の向上に資する施策について、可及的速やかに順次実施していくことが重要となっている。デジタル革新に対応できる高付加価値人材の育成、リカレント教育、働き方改革、内外双方向の直接投資促進に向けた環境整備も進める必要がある。

③中国の外資導入に向けた環境改善

今年 4 月の習近平国家主席の「ボアオ・アジア・フォーラム」での演説において、経済のグローバル化の下での中国の更なる改革開放の拡大に向け、「金融業と製造業における外資の市場参入規制の大幅緩和」、「競争促進、企業の財産権保護などの魅力的な投資環境の創造」、「知的財産権の保護強化」、「積極的な輸入の拡大」という四つの柱が掲げられ、日中間の更なる経済交流が深まることへの期待が高まった。これを受けて、外資による自動車及び金融分野への出資規制の緩和、自動車及び部品関税引き下げなどが相次いで決定されたほか、他業種でも規制緩和の準備が進んでいる。

また、今年 5 月の李克強国務院総理の来日に際しては、長年の懸案であった日中社会保障協定の署名に至ったほか、人民元適格海外機関投資家（RQFII）枠付与、東京市場での人民元クリアリングバンクの設置、円＝元通貨スワップ協定締結などの日中金融協力に関する合意や、日系金融機関への債券業務ライセンスの付与及び中国市場参入の早期推進への言及、日本産農産物・食品の中国における輸入規制緩和に向けた動きなど、両国の経済関係を深化させ、中国市場への投資環境を改善させる多くの成果があった。

今後、両国での手続きが速やかに行われ、これらの合意事項が早期に実施されることを期待すると同時に、中国市場の自由化に向けた更なる開放と環境整備が進み、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が担保されたルールの運用が実施され、外資企業が自由な経済活動を行えるような行政上の運用改善の進展が期待されている。

（2）投資環境の国際ルールとの整合

①公平な競争環境創出のためのルール遵守

グローバルゼーションとデジタルテクノロジーに支えられた日中両国企業の活動は、組織や産業、国境を越えた繋がりによって、世界にイノベーションと成長をもたらしている。日中両国企業が共に協力し、持続的な発展を実現していくためには、世界市場におけるルールやグローバルスタンダードの遵守を徹底し、企業の社会的責任（CSR）の達成や「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に努めるなど、共通の価値観に基づいた日中企業のパートナーシップの深化が重要である。

②ビジネス環境における公平性、透明性の向上

透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境整備が求められる中で、我々は、中国政府が 2018 年の政府活動案において、高いレベルでの開放を図り、国際的な経済・貿易ルールとの一致を強化して世界一流のビジネス環境を

整備する、との目標を掲げていることを高く評価し、その実現に強く期待するものである。中国では、「中国サイバーセキュリティ法」の施行や、環境規制の強化、輸出管理法案の提示など、新たな規制が導入されつつある。何れも、新しい時代の要請に基づく重要な規制・制度であるが、その制度設計・運用に当たっては、企業のグローバルな経営活動が妨げられることがないように要請する。

サイバーセキュリティ法については、個人情報保護の範囲を超えて、広範なデータの利用制限が課されることについて、データの国境を越えた自由な流通・利活用を推進し、イノベーション創出を促進しようとする世界の潮流に逆行するものとして懸念が表明されている。環境規制の強化に際しては、運用上の地域差や恣意性の存在が指摘されている。また、輸出管理法案に対する意見募集では、グローバルなバリューチェーンを構成する企業にとって、複雑な手続きや技術情報の開示の義務などが生じる懸念が指摘されている。規制の適正な運用は当然であるが、グローバルスタンダードに基づく透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保されなければならない。

外資系を含む企業に対しても、法律で企業内に中国共産党の党組織を設立することが求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解できるが、外資系企業には強い違和感がある。企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。

③日本の規制緩和

日本は、対内直接投資残高の倍増と、海外人材の積極的導入を目指してビジネス環境の整備を進めているが、シェアリング・ビジネスなど中国で先行する新しいビジネスが日本市場における従来型の規制によって参入を阻まれているとの指摘がある。健全な市場秩序の維持や、個人情報保護に対するセキュリティ面での配慮を図りつつ、外資企業の進出促進に向けた一層の規制緩和と、新たなビジネスモデルに対応するための制度整備が喫緊の課題である。

(3) 知的財産権保護の実効性向上

近年、中国における知的財産権の保護は、特許法をはじめとする関連法制の整備・改正や、知財専門裁判の積極的な公開など、その管理体制の構築等着実に進捗してきている。加えて、本年1月の不正競争防止法改正により、懸案であった混同行為や営業秘密侵害行為への対応が強化され、さらに行政監督機関の捜査権限強化や通報制度が拡充された。我々はこうした一連の取り組みを歓迎するものである。

他方、著名商標に中国国内の著名性証明が必要となるなどの課題が依然残されている。また、外資企業の対中進出に際して技術の提供を求めたり、ライセンス契約に制限を設けたりといった行為が、WTOのルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則した投資環境を実現するための更なる制度改善を期待したい。

(4) 輸入拡大への取組み

中国政府が、自由貿易堅持の見地から、今後5年間に10兆ドル以上の輸入をすると表明したことを高く評価したい。本年11月に上海で開催される第1回国際輸入博覧会には、日本の経済界としてもその趣旨に賛同し、積極的に協力していきたい。

10. 2018年度（第44回）日中経済協会合同訪中代表団「中国ビジネス環境改善への提言」

◆提言のポイント：

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

今年4月「ボアオ・アジア・フォーラム」での演説で習近平国家主席が更なる規制緩和に言及され、5月の李克強國務院総理の来日時には日中社会保障協定をはじめとする10の合意文書が署名される等、中国市場のビジネス環境改善に多くの成果や進展がありました。私たちは合意事項の早期実施を期待すると共に、中国市場の更なる開放が進み、透明性、公平性、一貫性、予見可能性が担保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境が実現することを期待致します。

2. 個別産業における市場参入規制緩和

ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあります。幾つかの産業ではまだ規制が残されています。個別産業における外資制限の更なる緩和によって内国民待遇が実現することを期待致します。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

中国の知的財産権保護は、関連法規の整備や管理体制構築が着実に進み、懸案であった混同行為や営業秘密侵害行為への対応も強化されたことを歓迎致します。

しかしながら、著名商標等の課題や運用面での問題は依然残されておりますので、グローバルスタンダードに則したビジネス環境実現のため、更なる改善を期待致します。

◆ビジネス環境の課題と改善提言の詳細

前年度提言からのレビュー

2017年11月付「中国ビジネス環境改善への提言」につきましては、現在までに次の4分野で、要望事項の一部改善が進んでいることを評価致します。

——これまでに改善された主な諸点——

1. 外資参入規制の緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

(1) 外資の参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- 外資制限・禁止項目（ネガティブリスト）を63項目から48項目に削減。
- 2021年迄に金融分野、2022年迄に乗用車製造分野の出資制限を撤廃すると発表。
- 自由貿易試験区のネガティブリストを95項目から45項目に削減。
- 上海自由貿易試験区限定の開放策を全国の自由貿易試験区にも適用。
- 中央政府の行政手続き簡素化改革展開により各地方政府での対応が進んだ。

(2) 化学品業界における規制緩和

- 「安全生産『十三五』計画」で危険化学品関連法規の基準体系を明示。

(3) 医薬品業界における規制緩和

- 2017年10月「審査評価制度改革の深化、医薬品・医療機器のイノベーション奨励に関する意見」で医薬品の登録審査効率が改善した他、国外の臨床データの受入れと国外で販売認可された医薬品・医療機器の条件付き販売認可を明示。

(4) 医療機器業界における規制緩和

- 2017年6月、国家食品薬品監督管理総局の医療機器技術審査評価センターが、医療機器の登録受理前段階における技術問題コンサルティングを開始。

2. 知的財産権保護の徹底・拡充

○2018年1月改正不正競争防止法が施行。従来対応が難しかった商業秘密保護関連の法整備や、模倣品・権利侵害品への対応が進んだ他、違反行為の罰則を定めて、行政監督機関に捜査権限が与えられた。

3. 日中社会保障協定の署名

○2018年5月「日中社会保障協定」が署名された。

4. 政府調達市場における公平性・公開性の改善

○2018年4月習近平主席がボアオ・アジア・フォーラムで「GPA加盟プロセスの加速」に言及。中国財政部がWTOへの改訂オファー提出の意向を表明。

○2017年12月国務院弁公庁がオンラインによる政府調達情報公開を推奨。

中国政府の改善努力を評価申し上げると共に、未改善、或いは改善途上の課題について、引き続きのご理解と改善努力をお願い申し上げ、今年は更に以下の提言を提案申し上げます。

1. 外資に対する更なる規制緩和、行政手続きの簡素化、透明性向上

1) 外資の参入規制・活動制限の緩和と会社登記・変更・抹消等手続きの簡素化

- ネガティブリスト制の導入や、各種規制緩和等により、外資の参入障壁は緩和の方向にあるが、個別産業における外資制限の更なる緩和によって内国民待遇が拡充されることを期待する。また「外国投資法」の立法にあたっては「投資性会社」に関する優遇措置を維持願いたい。
- 企業運営上の各種許認可や諸手続き等は各都市によって、その範囲、内容、必要手続き等が異なっており、混乱回避のためには統一した運用が必要である。また、各種通達も突発的に公布されることがあるが、対応への準備期間を十分に確保できるような配慮を頂きたい。
- 減資、出資権譲渡、合併・分割・清算、税務登記抹消等企業再編関連手続や、単一製造機能企業の移転価格税制運用等、企業再編関連法制の整備と運用の弾力化を願いたい。
- 都市計画等の理由で止むを得ず強制的な工場移転が求められる場合には、土地再利用の計画等、事前の十分な情報開示、準備期間の設定、適正且つ迅速な補償の履行を行い、同時に各種操業許可の更新がスムーズに行われるような配慮を頂きたい。
- 行政区を跨る事業所の移転等に際し、税務署による発票の発給遅延や、過去に遡った徹底的な税務調査等で手続き遅延が生じないように、円滑な手続きの仕組みを構築して頂きたい。

2) 公平性・透明性・一貫性の確保

- 透明性、公平性、一貫性、予見可能性が確保された、国際社会との親和性の高いビジネス環境整備を願いたい。中国政府が2018年の政府活動案において、高いレベルでの開放を図り、国際的な経済・貿易ルールとの一致を強化して世界一流のビジネス環境を整備する、との目標を掲げていることを高く評価し、その実現に期待すると共に、次の点における引き続きの改善努力を願いたい。
 - ① 第13次5ヶ年計画において指摘された諸問題及びその解決策の実行を通じた、近代的な市場体系の完備、行政管理体制改革の進化、及び対外開放体制の完備に期待したい。
 - ② 外資系を含む企業に対して、法律で企業内に中国共産党の党組織設立が求められている。中国の国情に応じた規定であることは理解できるが、外資系企業には強い違和感があることに留意頂き、企業ガバナンスに対する当局の姿勢の透明性を求めたい。

- ③ 国有企業改革を推進し、国有企業を優先する補助金制度等を見直し願いたい。他方、「中国製造 2025」における製造高度化投資等の重要分野に対しては、公平・透明な助成の更なる強化を願いたい。
- ④ 一部の国有企業では、中国国産部品の採用を進める一方で「外資系は採用しない」との方針を表明しているケースがある。引き続き公平な競争環境と内国民待遇実現の努力を願いたい。
- ⑤ 土地使用権の流動性の向上、統計の信頼性向上、少子高齢化等の社会問題への対応等の環境整備、並びに関連する情報公開の強化を願いたい。

3)外国為替・金融規制の緩和

- 外国為替・金融取引に関する規制は順次緩和の方向にあったが、2016 年末から 2017 年初に掛けて、海外送金や外貨取引の手続きが突然制限され、企業の資金計画や対外決済に影響が生じた。その後、これらの制限は再度緩和の方向に転じたが、自由化、規制緩和に逆行する動きは企業の投資意欲を損なうものであり、外貨管理政策や、金融機関が行っている行政認可プロセス等の明文化、明確化、迅速化を図ると共に、規制緩和・自由化に向けた不断の努力を願いたい。
- 三国間貿易取引では決済できない事例が出ており、改善を願いたい。
- 人民元から外貨への両替に関する窓口指導内容が地域により異なり、混乱が生じているため、統一されることを望む。また、人民元売り・外貨買の為替予約を行う場合、外貨買い後 5 日以内に送金を実施する必要がある、為替リスクヘッジの妨げになるので見直し願いたい。
- 個人の外貨から人民元への両替について年間 5 万米ドルの兌換枠が過去 10 年以上変更されておらず、企業派遣の留学生等は兌換枠拡大の個別申請を余儀なくされている。
個人の外貨兌換枠の廃止または、物価/給与水準の上昇に合わせた枠の拡大を希望する。
- 長期借入枠制限や銀监会（CBRC）指導に基づく短期運転資金借入のロールオーバー制限等、企業の資金繰りの自由度を妨げる規制を撤廃して頂きたい。
- 人民元建て域外貸付は、最低預け入れ期間・貸付期限 6 ヶ月、ロールオーバー回数 1 回のみ、貸付先での外貨転の禁止等の定めがあるが、各地の外貨管理局で承認基準が異なっている。域外貸付に関する規制の撤廃、または各地の運用・承認基準の統一を要望する。

4)労働法制

- 労働者の権利保護の重要性は十分認識した上で、現在の労働契約法の下では、継続的な人件費コストの上昇、柔軟な人材配置や適切な人事評価とそれに伴う賞罰が行いにくいといった問題も生じている。経営の自由度をもう少し認めた制度への見直しを希望する。
- 「労働契約法」及び、「労務派遣暫定施行規定」、特に補助的業務の職位に対する雇用比率制限（10%）の制限撤廃または緩和を要望する。

5)技術標準・認証

- 新たな標準の設定には公布日から実施日まで十分な猶予期間を取って頂きたい。特に強制標準では 1~2 年間の猶予期間を確保願いたい。なお、一部の標準において、実現し得ない試験条件や、理想値のような高い数値設定等が見受けられる。過度なスペックや、過度に詳細化した標準の策定は避けるよう要望する。

6)企業会計(会社決算)

- 現在、企業の会計年度は1月～12月と定められているが、世界的にIFRSや国際会計基準への移行が進んでおり、本社の連結決算への対応が求められているので会計年度設定を自由化願いたい。

7) 独占禁止法(企業結合)

- 中国の独占禁止法は、中国市場に影響しない国外の「結合」行為にも届出義務を課しているほか、届出要件の「結合」の定義が不明確である。例外規定や出資比率等分かりやすい届出要否判断基準の設定を要望する。
- 書類提出から立件までの期間が長く、世界各国での同時届出では中国のみが遅滞することが多いので、さらなる改善を要望する。
- 特に中国国有企業間の結合では国内シェアが極めて大きくても承認されるケースがあり判断基準が分かり難い。独占禁止法の適用基準を公表願いたい。

2. 個別産業における規制緩和

1) 建設・不動産における規制緩和

- 外資による不動産投資会社設立の認可並びに、地域によって異なる、建設業関連の法規制や制度の整理・統一化を願いたい。また、不動産業合弁会社の減資・清算手続きの明確化、及び簡素化・迅速化を願いたい。
- 不動産開発事業のプロジェクト会社は、不動産四証(注)の取得前は外部金融機関からの借入ができないが、中国企業は親子ローンによる資金調達が可能である。中外合資企業を含む外資不動産企業は、外債登記が認められず、また最低資本金額も高いため、親子ローンが利用できず、資金調達面で不利になっていることに加え、国内企業との共同事業で、ファイナンス方針上の障害となるケースもある。規制を緩和願いたい。

(注) 土地使用権証、建設用地計画許可証、建設工事計画許可証、建設工事施工許可証。

2) コンテンツ産業における規制緩和

- 映画、音楽、ビデオ、ゲーム等コンテンツ産業における内容審査では、媒体で担当省庁が異なり、同一コンテンツでも別個に審査を受ける必要があるが、審査基準が明確でなく、指摘もばらばらである。中央の審査部門を1か所に集約すると共に、審査基準をより透明性のあるガイドラインとして明文化願いたい。
- 2018年版外商投資参入許可特別措置(ネガティブリスト)で、オンラインの音楽サービス運営は外資に開放されたが、「ネット出版サービス管理規定」では、禁止されたままになっているので修正願いたい。

3) 食品業界における規制緩和

- 2015年10月に改正され規制が強化された食品安全法は細則が不明瞭であるため、企業が同一の対応を図れるように、細則を策定、明示頂きたい。
- 東日本大震災以降認められていない、日本の1都9県からの農水産品および食品関連の輸入について、2018年5月李克強総理来日時に、放射性物質汚染問題対応のための共同専門家グループ設立に関する覚書が締結されたことを歓迎し、早期の輸入解禁に期待する。なお、他地域の果物、野菜、茶、及び同加工品、加工食品等の輸入には、日本政府の「放射線検査証明書」が必要だが、要求書式が決まっていないため、輸入できない状態になっている。輸入審査用書式の早期確定と、輸入の再開を願いたい。

- 成分規制の変更や審査基準見直し等で一部食品の輸入が不可となっているので、実態を確認の上、規制緩和や見解の統一等、輸入申請手続きの簡便化、早期化を願いたい。

3. 知的財産権保護の徹底・拡充

- 知的財産関連の行政審決、法院判決の審理内容には公開されないものがある。情報公開の迅速化と更なる公開の促進により透明性の担保を図って頂きたい。また、法院の審理では、直前の期日指定等で外資企業が多大な負担を強いられることがあるので緩和措置を要望する。
- 税関での模倣品・海賊版取り締り情報（侵害品の輸出入者情報等）を、より広範囲に、速やか且つ詳細に開示頂くと共に、中国の司法・行政機関が他者ブランドの流用や模倣品・海賊版販売に対して、明確な指導方針を打ち出し、企業並びに顧客の権益保護を推進、対応願いたい。
- 外国の著名商標の保護につき、外国における著名性、商標標識の顕著性を考慮した審査を行うとともに、類否判断で異なる商品役務区分の著名商標を含めた判断をして頂く等、第三者による不公正な使用・登録・輸出（OEM 製造）を排除する仕組みの整備を進めて頂きたい。
- 日中特許審査ハイウェイ（PPH）の利用時に求められる、対象出願案件が公開されていること等の申請条件の緩和を要望する。また、専利優先審査管理弁法等、その他の早期権利化制度についても、対象範囲や手続き条件を緩和して外国企業にも使い易くして頂くよう要望する。
- 知的財産権の行使が独占禁止法違反となる場合について、複数の機関が個別に運用等の規定案を出しており、当局の裁量によって知財権保有者の権利行使が制約される恐れがある。各国の法令の制度及び運用を踏まえて整合的な法令及び統一的なガイドラインを制定頂くよう要望する。
- 実態審査なしで登録される実用新案については、訴訟等権利行使時に国家知識産権局による評価報告書の提出を義務付けるよう要望する。
- 第4回専利法改正案に含まれる「部分意匠の導入」及び「意匠保護期間の延長」の早期施行に期待すると共に、意匠出願に対する審査主義（実体審査）の導入を要望する。さらに、冒認出願対策、秘密意匠の導入、新規性喪失の例外の適用が認められる場合のうち、自己開示によるものの範囲の拡大（特許権及び意匠権保護機会の拡大）等の諸施策に関する改善を要望する。
- 外資企業の対中進出に際して技術の提供を求めたり、ライセンス契約に制限を設けたりといった行為が、WTOのルールに違反する措置であるとの指摘がある。グローバルスタンダードに則したビジネス環境を実現するための更なる制度改善を期待したい。

4. 日中社会保障協定の早期発効と経過措置

- 2018年5月の日中社会保障協定署名を歓迎すると共に、両国による早期の国内承認と実施を要望する。また、実施までの間は、社会保険料納付を免除する等の経過措置を要望する。

5. 情報セキュリティ

- 研究・技術開発業務ではインターネットの使用環境は極めて重要であり、VPN 規制の緩和等、世界標準並みの規制緩和を願いたい。
- 2017年6月施行の「中国サイバー・セキュリティ法」では、サイバー・セキュリティのレベル別保護制度の実施、関連国家規格への適合、システムのサプライヤーに対するサービス継続義務等が規定されると共に、公共通信・情報サービス、エネルギー、交通、金融、その他の重要情報インフラに対して、重点保護の実施や運営者に対する中国国外へのデータ提供の制限等が規定された。具体的な内容は今後制定される細則等で明確化されると理解しているが、個人情報の適切な保護の範囲を超えて、広範なデータに利用制限が課されることが懸念される。その制度設計・運用に当たっては、企業内のデータ通信等が安心して行われ、クラウドサービス等の新しいビジネスが展開しやすくなる等、日中両国企業のグローバルな経営活動が妨げられないことがないように願いたい。

なお、イノベーション分野における協力にあたっては、データ、AI アルゴリズム、ソースコード等の取扱いについて、データ資本や知的財産、営業秘密の観点から、外資企業が不利とならないような措置を願いたい。

6. 環境規制への対応

- 環境汚染に対する厳格な規制は極めて重要であるが、それらが突然に強化されることは生産活動継続の大きなリスクともなっている。このような観点から環境関連の産業政策における公平さの担保、運用基準の統一化を願いたい。また、汚染物排出許可証制度や、環境保護税、炭素取引の導入といった重要な改革の執行に際しては全国と地方で調和が取れたものとなるように十分な検討を頂きたい。今後の方針・計画、最新の規制内容等は、正確かつ速やかに開示・連絡頂くと共に、環境規制導入に際しては、十分な対応のために必要な一定の猶予期間を設定願いたい。
- 各地の環境対策では、基準を満たしている企業にも法的根拠を示さずに一律で、生産停止措置が課されてしまうケースがある。過剰な規制で企業が事業機会を失したり、過度な負担を強いられないよう、バランスの取れた環境規制への取り組みを要望する。また、環境対策が進んでいる会社に対する優遇措置や、公正な排出権取引ルールの策定を願いたい。
- 環境規制の強化に伴い、専門業者の操業停止が発生し、廃棄物取扱業者数や一社当たりの取扱量が減少しているため、各地で産業廃棄物の処理が滞る状況になっている。できる限り早期に適切な廃棄物処理ができる環境を整えて頂くように願いたい。

7. 貿易・関税

1) 政府調達市場における公平性・公開性の改善

- WTO 政府調達協定(GPA: Government Procurement Agreement)への加盟交渉は、2014年に第6次改訂オファーを提出する等、中国政府の継続した取組みに拘らず、政府調達の対象リストや調達基準額の引き下げが不十分で加盟は実現しておらず、今も輸入品や外資企業の製品が中国の政府調達で排除される場合がある。2018年4月、習近平国家主席がボアオ・アジア・フォーラムの演説で、GPAへの早急な加盟を目指すことを表明したことを心強く思うと共に、中国のGPA加盟実現を期待している。
- 「省エネ製品政府調達リスト」及び「エコマーク製品政府調達リスト」のいずれにも、輸入製品が入っていない状態が続いている。公平な競争環境を確保し、輸入製品への制限

の撤廃を要望する。また、両「リスト」では持続的供給の保証とリスト有効期間内の供給義務が求められるが、技術サイクルが速い IT 製品群は、リスト更新のタイミングが合わないケースが多い。リスト更新期間の短縮と、適合製品を企業側が追加出来る仕組みの構築を要望する。

- 環境保護及び気候変動対策に貢献する物品について関税撤廃を目指す環境物品協定（EGA: Environmental Goods Agreement）交渉の早期再開・妥結を要望する。

2) RCEP、日中韓 FTA 交渉における政府調達章の追加

- RCEP や日中韓 FTA の交渉が進み、物品貿易や投資等、日中両国を含む東アジア地域の貿易自由化に向けた取組みが加速している。政府調達市場の相互開放は、互いの国が政府調達市場に参入できるだけでなく、自国の調達機関の調達費削減、汚職の防止等、副次的な効果も高い。RCEP および日中韓 FTA 交渉に政府調達章を入れ、複数の協定で交渉を行うことで、高いレベルで地方政府機関、国有企業を含む政府調達市場の開放がなされることを希望する。

3) ロイヤルティ関税調査

- 近年、ロイヤルティ関税調査が強化されているが、課税要否判断の根拠・基準が税関から開示されない。企業の主張・説明に対して、税関が同意しない場合も理由を明確にせず、一方的に主張・説明の立証を求められるため、企業の負担が増大している。ロイヤルティ関税調査の透明化を希望する。

4) 輸出管理制度

- 中国で導入準備中の輸出管理法案について、グローバルなバリューチェーンを構成する企業にとって、大きな負担となる複雑な手続き義務や技術情報の開示義務等が生じる懸念が指摘されている。その制度設計・運用に当たっては、十分な配慮を願いたい。

5) その他

- 天津港は 2016 年 8 月の化学品倉庫爆発事故以来、化学品輸入業務が停止状態となっているので、早期再開を願いたい。
- 「自由貿易港」や「自由貿易区」の外資商貿公司が行う中国向け三国間貿易手続きの簡素化と規制の緩和・撤廃を要望する。

8. 税制・税務

- 中国では、特に税制関連の法令が予告無く突然公布され、且つ、過去に遡って適用される、或いは、地方や担当者毎に解釈や運用が異なる、等で対応に窮することがある。法令・制度の制定や、解釈・運用の変更等は、十分な周知・準備期間を設けると共に、遡及適用は避けて頂きたい。また、税務関連法令・制度の運用・解釈、或いはその方針等は、全国の税務当局の見解を整理して頂き、共通認識に基づく公平・同等な運用を願いたい。
- 中国における日中二国間の相互協議（APA: Advance Pricing Agreement）制度の申請先は、市及び自治州以上の税務機関だが、一つの APA に複数の確認対象法人が含まれる場合には、国家税務総局が主体的に関与して支援・指揮を行うことになっている。この場合、両者間の調整に長期間を要し、その間 APA の申請自体ができない。APA 窓口の一本化、もしくは、国家税務総局の積極的かつ主体的な調整による手続きの迅速化を願いたい。併せて、APA 申請期間中は、地方当局による移転価格税務調査を停止して APA 審査を優先すること、及び日中両国政府間での相互協議において、APA がよりスピーディーに合意されるよう行政リソースの増強を願いたい。

- BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) 対応のための過重な情報提供義務を緩和して、OECD のガイドラインに準拠した移転価格コンプライアンスや税務執行が行われるよう要望する。
- 規定上、調達資金を同一金利条件でグループ企業に転貸する場合は、増値税が免除されるが、各地税務局の「グループ」の定義と解釈が異なるので統一願いたい。
- 組織再編に伴う株式譲渡益課税の免除等組織再編税制の整備と緩和を要望する。
- 中国外で役務提供される貿易コミッションや、PE 適用要件を満たさない人的役務の対外送金で、企業所得税の源泉徴収を求められるケースがある。税法規定に沿った税務運用を願いたい。
- 日本の社会保険料の事業主負担分に対して個人所得税を課す動きが各地にある。税務当局からは「関連通達の廃止」としか説明が無く、明確な根拠規定を示して頂きたい。

9. 外国人の居留、就労手続きの改善

- 2017 年 4 月より全国で施行された外国人就業許可の新制度において、一定の改善措置が講じられたが、運用面でなお以下の課題があるので、引き続きの改善努力を願いたい。
 - ① 各地の公安・労働主管機関ごとに手続の運用、基準が統一・徹底されていない。
 - ② 中国国内の転勤で再審査や「無犯罪記録証明書」の再提出が必要になる。
 - ③ 手続き中のパスポート預かり証で各金融機関での口座取り扱いができない。
 - ④ 居留許可証の有効期限について、具体的な設定指針が不明である。
 - ⑤ 外国人短期出張者の就業ビザ・居留証の取得手続の運用が不透明である。
 - ⑥ 学歴の評価基準が厳しすぎるので緩和を要望する。
 - ⑦ システムの不具合や一時停止、データ入力の不備、書類紛失等で手続き時間が増加している。
 - ⑧ 北京の B 人員は Z ビザの滞在期間内に就業許可取得が間に合わず、居留許可申請が出来ないため、臨時の滞在ビザが必要になる。手続きの迅速化を望む。

以上

(公開ホームページ : <http://www.jc-web.or.jp/jcea/publics/index/262/>)